

## 資料編

---



# I

## 計画策定の取組

### 1 計画策定の経過

実施日	内容
令和4年 7月 11日	(R4) 苫小牧市地域自立支援協議会（第1回計画策定部会）
7月 14日	(R4) 第1回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議
8月 15日 (～ 8月 31日)	苫小牧市福祉のまちづくり推進計画・苫小牧市障がい者計画策定のための市民アンケートの実施 【有効回答数：748／回答率：34.0%】
10月 27日	苫小牧市福祉のまちづくり推進計画・苫小牧市障がい者計画の改定に係る当事者団体インタビュー 【参加団体数：6団体】
11月 28日	(R4) 苫小牧市地域自立支援協議会（第2回計画策定部会）
11月 29日	(R4) 第2回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議
12月 22日 (～令和5年 1月 20日)	第3期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び第4期苫小牧市障がい者計画（素案）に係るパブリックコメントの実施 【提出意見：4件】
令和5年 2月 2日	(R4) 苫小牧市地域自立支援協議会（第3回計画策定部会）
2月 3日	(R4) 第3回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議

### 2 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議

#### (1) 関係条例・規則

○苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号）抄

（福祉のまちづくり推進会議）

第29条 市長の附属機関として、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定及び変更並びに福祉のまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、福祉のまちづくりに関し、市長に意見を述べるができる。

3 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、福祉のまちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○苫小牧市福祉のまちづくり推進会議規則（平成14年規則第23号）

（趣旨）

第1条 この規則は、苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号）第29条第7項の規定に基づき、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第2条 推進会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第3条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、議長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、議長の指名する委員をもって充てる。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、議長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、委員の過半数をもって決する。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

（意見等の聴取等）

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

（2）委員名簿

（令和5年2月現在）

氏 名	団 体 等
井 上 あゆみ	苫小牧市こども通園センターおおぞら園
井 上 啓 一	苫小牧市老人クラブ連合会
井 村 友 美	苫小牧市小学校長会
江 尾 清	苫小牧身体障がい者福祉連合会
小 林 裕 子	（公募委員）
◎ 佐々木 彩	独立行政法人国立高等専門学校機構 苫小牧工業高等専門学校
○ 千寺丸 洋	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会
竹 本 幸 史	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会
星 道 博	苫小牧市法人保育園協議会
本 間 貞 樹	公益財団法人苫小牧市スポーツ協会
松 原 敏 行	苫小牧市文化団体協議会
山 本 茂 夫	苫小牧市ボランティア連絡協議会
横 山 武 三	苫小牧身体障がい者福祉連合会

◎：議長 ○：副議長（敬称略、五十音順）

### 3 苦小牧市地域自立支援協議会（計画策定部会）

#### （１）設置要綱

##### 苦小牧市地域自立支援協議会設置要綱

###### （設置）

第1条 地域における相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の適切な実施を図るとともに、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設けるため、法第89条の3第1項の規定に基づき、苦小牧市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

###### （所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （１）相談支援事業の適切な実施に関すること。
- （２）関係機関との連携体制の構築に関すること。
- （３）苦小牧市障がい者計画及び苦小牧市障がい福祉計画に関すること。
- （４）その他障害福祉施策の推進に関すること。

###### （組織）

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

###### （委員）

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （１）相談支援事業に従事する者
- （２）福祉サービス事業者
- （３）保健・医療関係者
- （４）教育・雇用関係者
- （５）学識経験者
- （６）障害者等の当事者団体が推薦する者
- （７）その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

###### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

###### （会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

###### （部会）

第7条 協議会は、第2条各号に規定する所掌事項を協議するため必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名をする委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理するとともに、部会の会議において審議した事項を協議会に報告する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

###### （幹事会）

第8条 協議会に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

<p>2 幹事会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。</p> <p>3 幹事会は、会長が招集する。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員及び第6条第2項(第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定により協議会又は部会の会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (庶務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。 (雑則)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 (最終改正：平成27年4月1日)</p>
---

(2) 委員名簿

(令和5年2月現在)

氏 名	団 体 等
和 泉 雅 子	特定非営利活動法人 紙風船・とまこまい 就労サポートセンター紙風船
伊 藤 康 博	社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会
井 上 あゆみ	苫小牧市こども通園センターおおぞら園
江 尾 清	苫小牧身体障がい者福祉連合会
榎 本 美 樹	苫小牧公共職業安定所
川 畑 聡	回復者クラブ ほのぼのクラブ
斉 藤 フミ子	特定非営利活動法人 苫小牧市手をつなぐ育成会
園 田 亜 矢	社会福祉法人せらび 苫小牧地域生活支援センター
高 橋 厚 子	北海道自閉症協会 苫小牧分会
堀 信	社会福祉法人 緑星の里 永光
三 浦 一 郎	医療法人社団 玄洋会 北海道メンタルケアセンター
山 口 純 平	苫小牧市教育委員会 教育部指導室
吉 田 良 弘	苫小牧心身障害者職親会
渡 邊 伸 子	社会福祉法人 緑星の里 相談支援事業所サポート

(敬称略、五十音順)

## 4 苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議

### ○苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議設置要綱

#### (設置)

第1条 本市における福祉のまちづくりに関する施策を推進し、及びその状況の把握を通じて庁内における連携体制を構築するため、苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる計画の進捗状況の把握及び点検を行い、並びに関連施策の推進について協議すること。

ア 本市が策定する障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画

イ 苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号）第7条第1項の規定により策定する計画

(2) 前号に掲げる計画及び苫小牧市福祉のまちづくり条例の見直しに関し、必要な検討を加えること。

#### (組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、福祉部障がい福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 副議長は、福祉部障がい福祉課長補佐の職にある者をもって充てる。

4 委員は、前条第1号に掲げる計画の関連施策を担当する部署の長が指定する者をもって充てる。

5 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、連絡会議に、所掌事項に関係する者を委員に加えることができる。

#### (会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則 (抄)

1 この要綱は、平成25年7月23日から施行する。 （最終改正：平成30年4月1日）

## 5 当事者団体インタビュー・参加団体一覧

1	苫小牧市肢体障がい者福祉協会
2	希勇心7H
3	特定非営利活動法人 苫小牧市手をつなぐ育成会
4	北海道小鳩会苫小牧支部
5	北海道自閉症協会苫小牧分会
6	回復者クラブ ほのぼのクラブ

# II

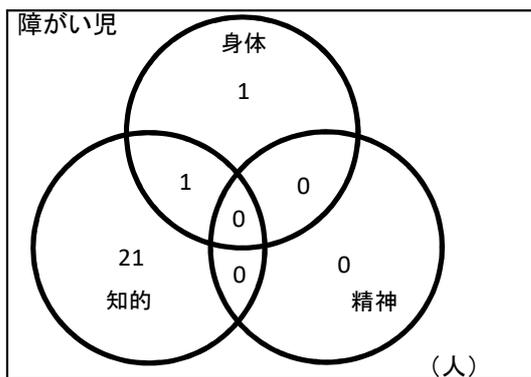
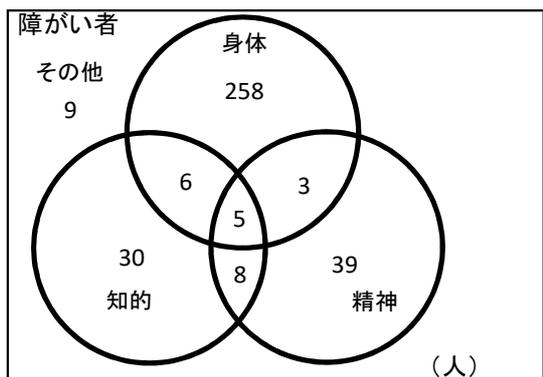
## アンケート調査結果

この計画を策定するにあたって、令和4年8月に実施した「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び苫小牧市障がい者計画策定のためのアンケート調査」の結果から明らかになった障がい者、障がい児、18歳以上の市民の意識や意向は次のとおりです。

### 1 対象者概要

対象	配布数	回収数	回収率	有効回答者数	有効回答率
障がい者	900	370	41.1%	390	43.3%
身体障がい				304 (46)	
知的障がい				49 (19)	
精神障がい				87 (48)	
障がい児	100	23	23.0%	23	23.0%
身体障がい				2 (1)	
知的障がい				22 (1)	
精神障がい				0 (0)	
一般市民(18歳以上)	1,200	355	29.6%	335	27.9%
合計	2,200	748	34.0%	748	34.0%

※有効回答者数の対象の分類は、配布時の分類にかかわらず回答項目「(9)障がいの種類」より集計  
※( )内はほかの障がいと重複している人数

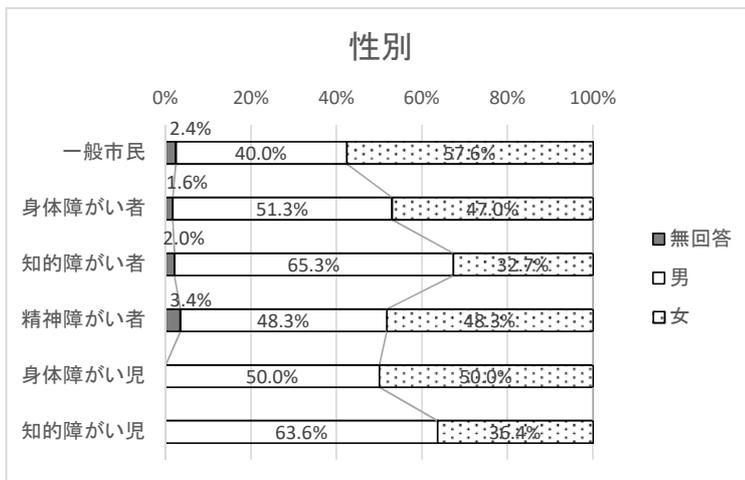


### 2 回答者属性

#### (1) 性別 (基本項目1)

	無回答	男	女	合計
一般市民	8 2.4%	134 40.0%	193 57.6%	335
身体障がい者	5 1.6%	156 51.3%	143 47.0%	304
知的障がい者	1 2.0%	32 65.3%	16 32.7%	49
精神障がい者	3 3.4%	42 48.3%	42 48.3%	87
身体障がい児	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	2
知的障がい児	0 0.0%	14 63.6%	8 36.4%	22

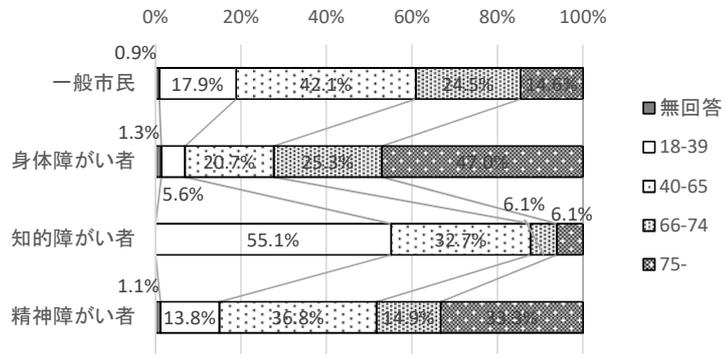
※上段(人) 以下表にて同様  
精神障がい児は対象者がいないため  
統計データなし



(2) 年齢 (基本項目2)

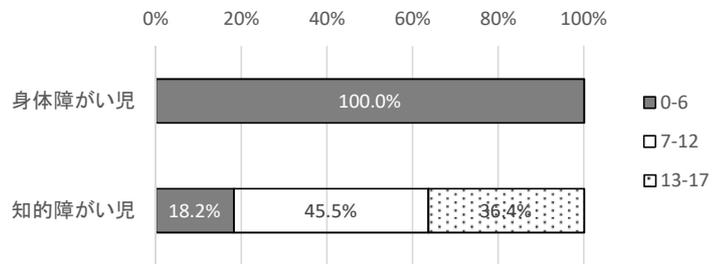
	無回答	18-39	40-65	66-74	75-	合計
一般市民	3	60	141	82	49	335
	0.9%	17.9%	42.1%	24.5%	14.6%	
身体障がい者	4	17	63	77	143	304
	1.3%	5.6%	20.7%	25.3%	47.0%	
知的障がい者	0	27	16	3	3	49
	0.0%	55.1%	32.7%	6.1%	6.1%	
精神障がい者	1	12	32	13	29	87
	1.1%	13.8%	36.8%	14.9%	33.3%	

年齢(18歳以上)



	無回答	0-6	7-12	13-17	合計
身体障がい児	0	2	0	0	2
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	4	10	8	22
	0.0%	18.2%	45.5%	36.4%	

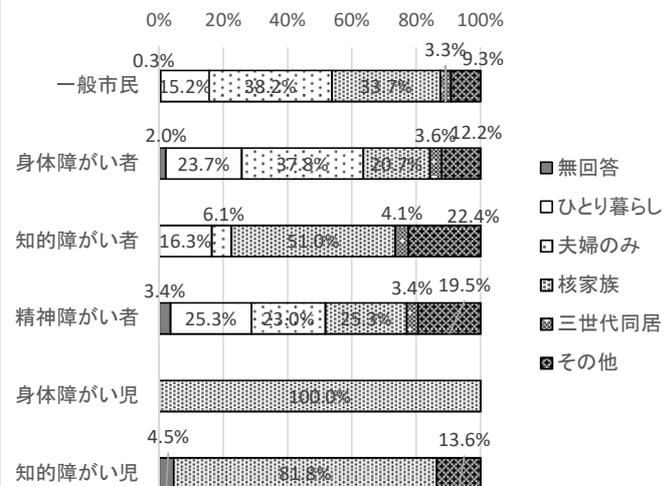
年齢(17歳以下)



(3) 家族構成 (基本項目3)

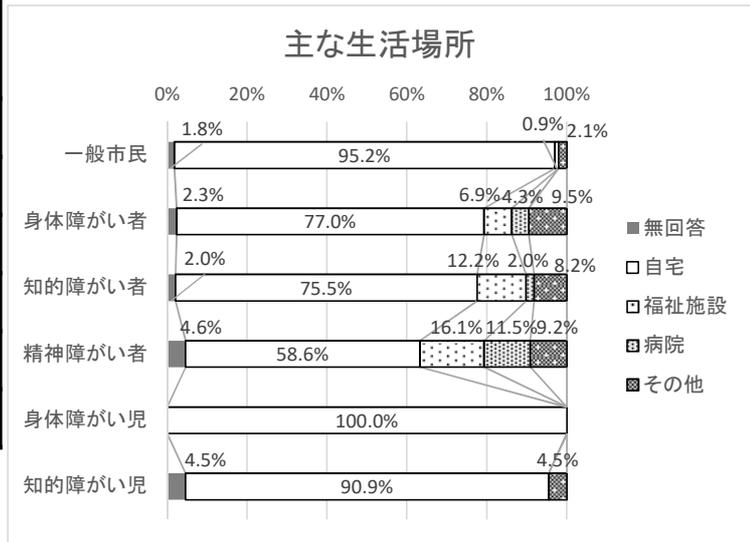
	無回答	ひとり暮らし	夫婦のみ	核家族	三世帯同居	その他	合計
一般市民	1	51	128	113	11	31	335
	0.3%	15.2%	38.2%	33.7%	3.3%	9.3%	
身体障がい者	6	72	115	63	11	37	304
	2.0%	23.7%	37.8%	20.7%	3.6%	12.2%	
知的障がい者	0	8	3	25	2	11	49
	0.0%	16.3%	6.1%	51.0%	4.1%	22.4%	
精神障がい者	3	22	20	22	3	17	87
	3.4%	25.3%	23.0%	25.3%	3.4%	19.5%	
身体障がい児	0	0	0	2	0	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	1	0	0	18	0	3	22
	4.5%	0.0%	0.0%	81.8%	0.0%	13.6%	

家族構成



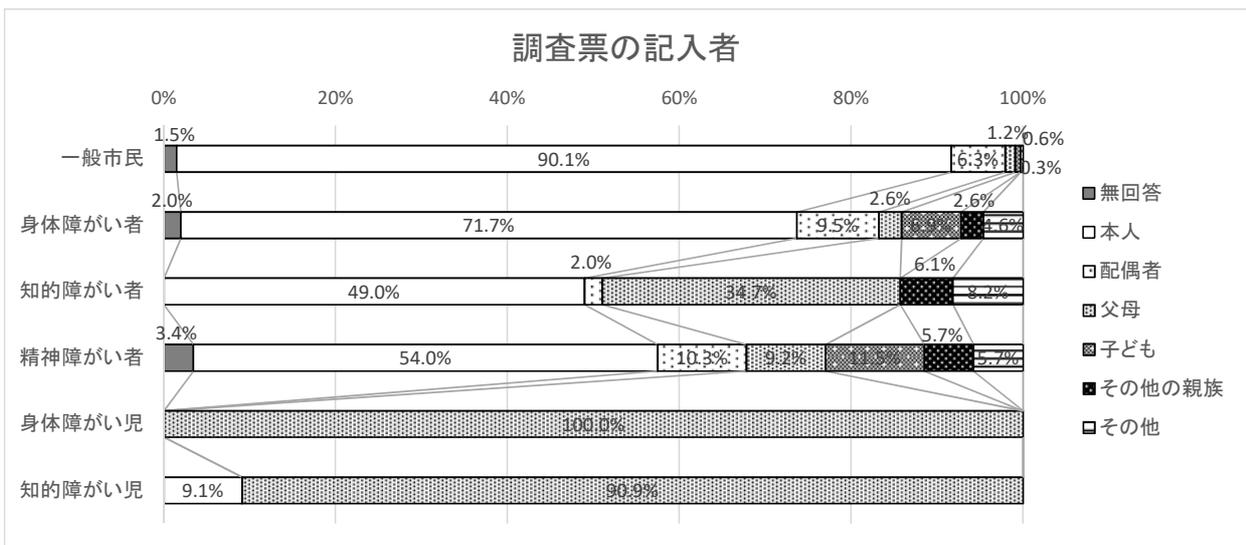
(4) 主な生活場所 (基本項目4)

	無回答	自宅	福祉施設	病院	その他	合計
一般市民	6	319	3	0	7	335
身体障がい者	7	234	21	13	29	304
知的障がい者	1	37	6	1	4	49
精神障がい者	4	51	14	10	8	87
身体障がい児	0	2	0	0	0	2
知的障がい児	1	20	0	0	1	22



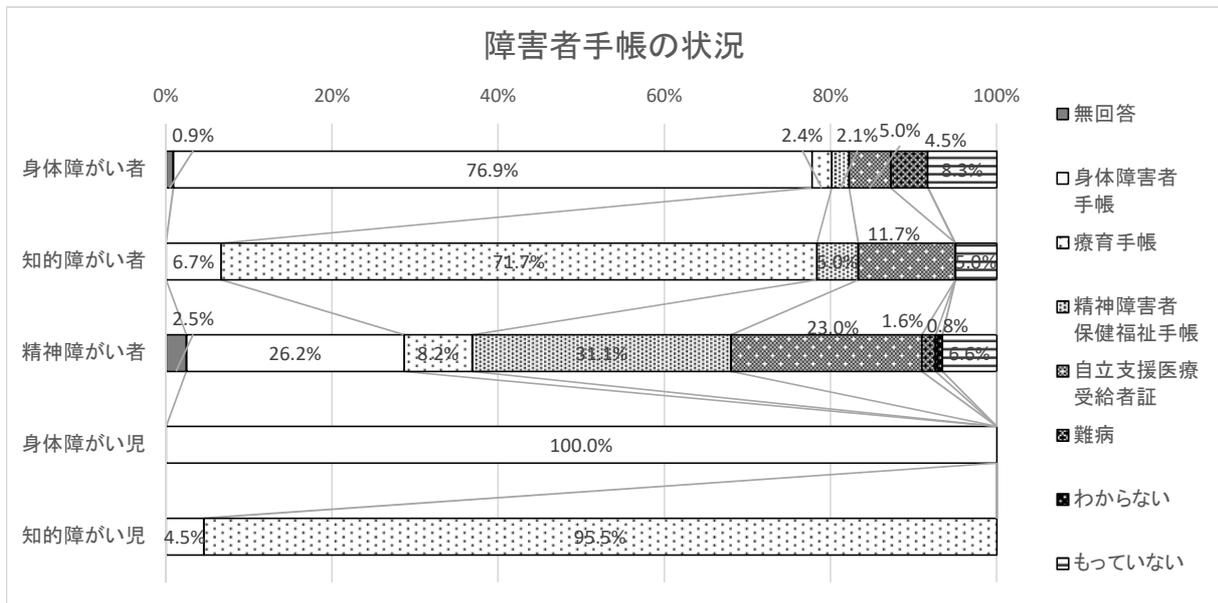
(5) 調査票の記入者 (基本項目5)

	無回答	本人	配偶者	父母	子ども	その他の親族	その他	合計
一般市民	5	302	21	4	2	0	1	335
身体障がい者	6	218	29	8	21	8	14	304
知的障がい者	0	24	1	17	0	3	4	49
精神障がい者	3	47	9	8	10	5	5	87
身体障がい児	0	0	0	2	0	0	0	2
知的障がい児	0	2	0	20	0	0	0	22



(6) 障害者手帳(基本項目6)

	無回答	身体障害者手帳	療育手帳	保健福祉手帳	精神障害者受給者証	自立支援医療	難病	わからない	もっていない	合計
身体障がい者	3 0.9%	259 76.9%	8 2.4%	7 2.1%	17 5.0%	15 4.5%	0 0.0%	28 8.3%	337	
知的障がい者	0 0.0%	4 6.7%	43 71.7%	3 5.0%	7 11.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.0%	60	
精神障がい者	3 2.5%	32 26.2%	10 8.2%	38 31.1%	28 23.0%	2 1.6%	1 0.8%	8 6.6%	122	
身体障がい児	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2	
知的障がい児	0 0.0%	1 4.5%	21 95.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	22	



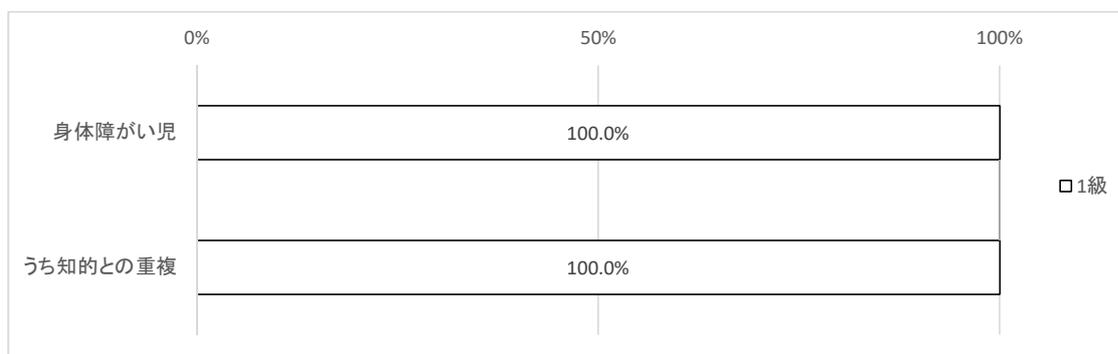
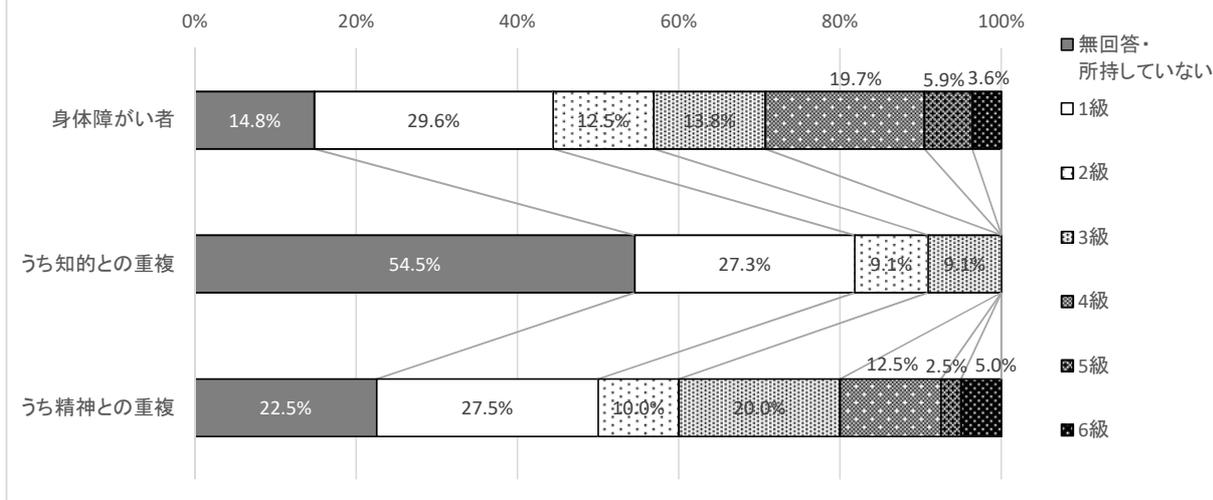
(7) 障がいの程度(基本項目7)

● 身体障害者手帳の等級

	所持していない	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障がい者	45 14.8%	90 29.6%	38 12.5%	42 13.8%	60 19.7%	18 5.9%	11 3.6%	304
うち知的との重複	6 54.5%	3 27.3%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11
うち精神との重複	9 22.5%	11 27.5%	4 10.0%	8 20.0%	5 12.5%	1 2.5%	2 5.0%	40
身体障がい児	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2
うち知的との重複	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1

※障がい児については、精神障害者保健福祉手帳の所持者は0人であった。

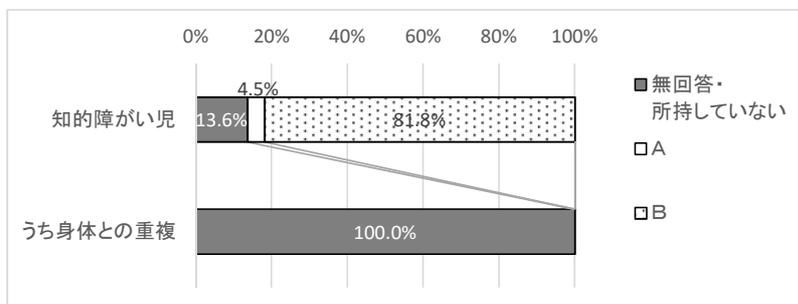
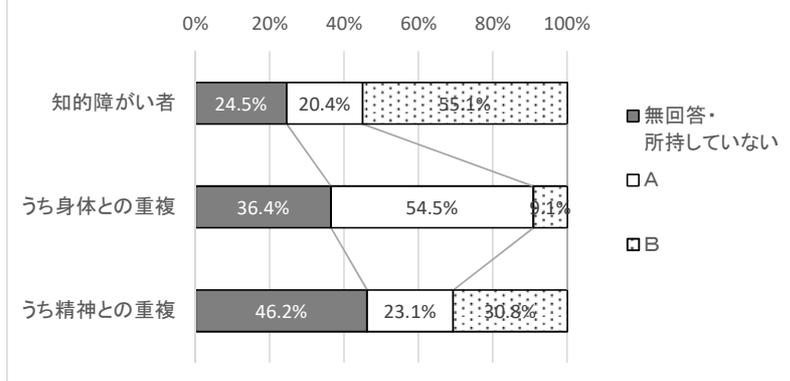
### 身体障害者手帳の等級



### ●療育手帳の程度

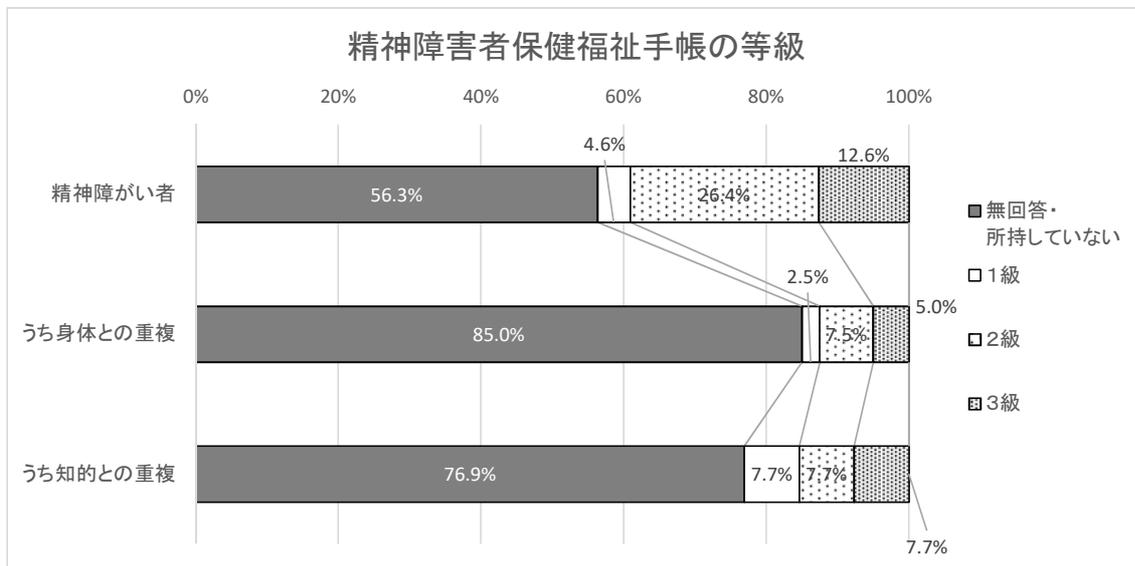
	所持していない 無回答	A	B	合計
知的障がい者	12 (24.5%)	10 (20.4%)	27 (55.1%)	49
うち身体との重複	4 (36.4%)	6 (54.5%)	1 (9.1%)	11
うち精神との重複	6 (46.2%)	3 (23.1%)	4 (30.8%)	13
知的障がい児	3 (13.6%)	1 (4.5%)	18 (81.8%)	22
うち身体との重複	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1

### 療育手帳の程度



●精神障害者保健福祉手帳の等級

	所持していない 無回答・	1級	2級	3級	合計
精神障がい者	49 56.3%	4 4.6%	23 26.4%	11 12.6%	87
うち身体との重複	34 85.0%	1 2.5%	3 7.5%	2 5.0%	40
うち知的との重複	10 76.9%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	13
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
うち身体との重複	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
うち知的との重複	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0



※障がい児については、回答者の中で精神障害者保健福祉手帳を所持しているものは0人であったため、グラフの掲載はしていません。

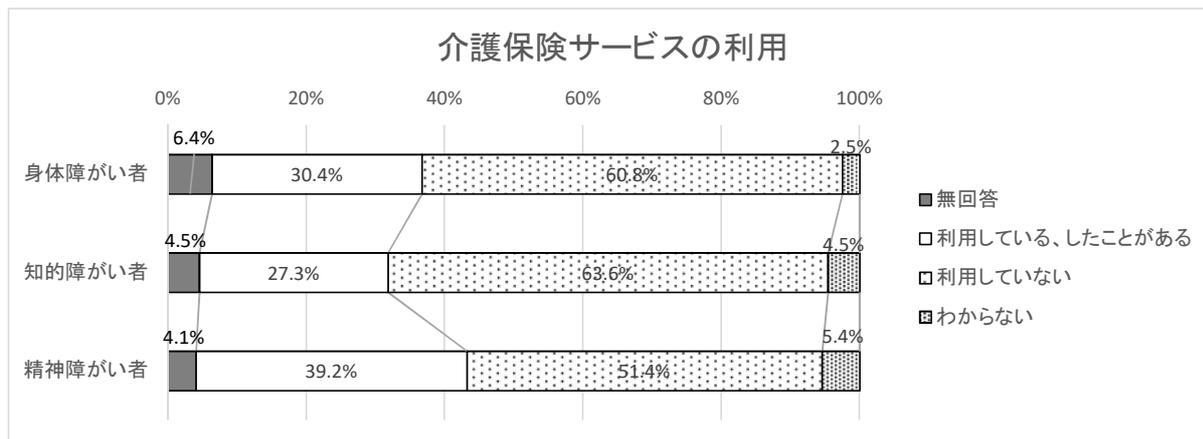
(8)介護保険のサービス(基本項目8)

	無回答	利用している、した	利用していない	わからない	合計
身体障がい者	18 6.4%	86 30.4%	172 60.8%	7 2.5%	283
知的障がい者	1 4.5%	6 27.3%	14 63.6%	1 4.5%	22
精神障がい者	3 4.1%	29 39.2%	38 51.4%	4 5.4%	74

年代別にみた介護保険サービスの利用

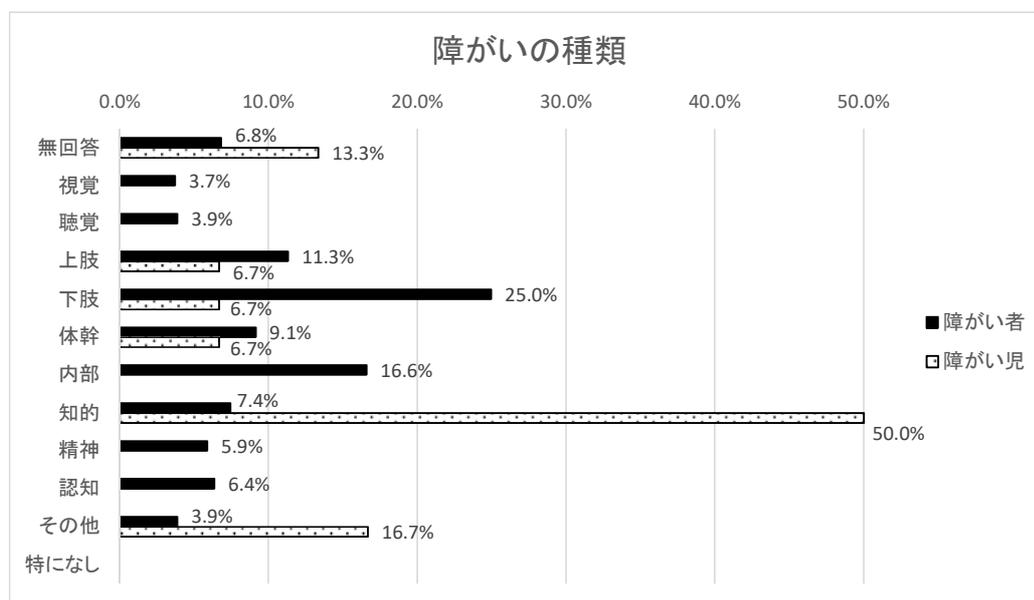
年代	無回答	利用している、した	利用していない	わからない
40代	2	1	24	1
50代	0	5	40	1
60代	0	15	52	1
70代	9	31	61	2
80代	8	25	32	4
90代以上	0	18	2	1

(人)



(9) 障がいの種類(基本項目9)

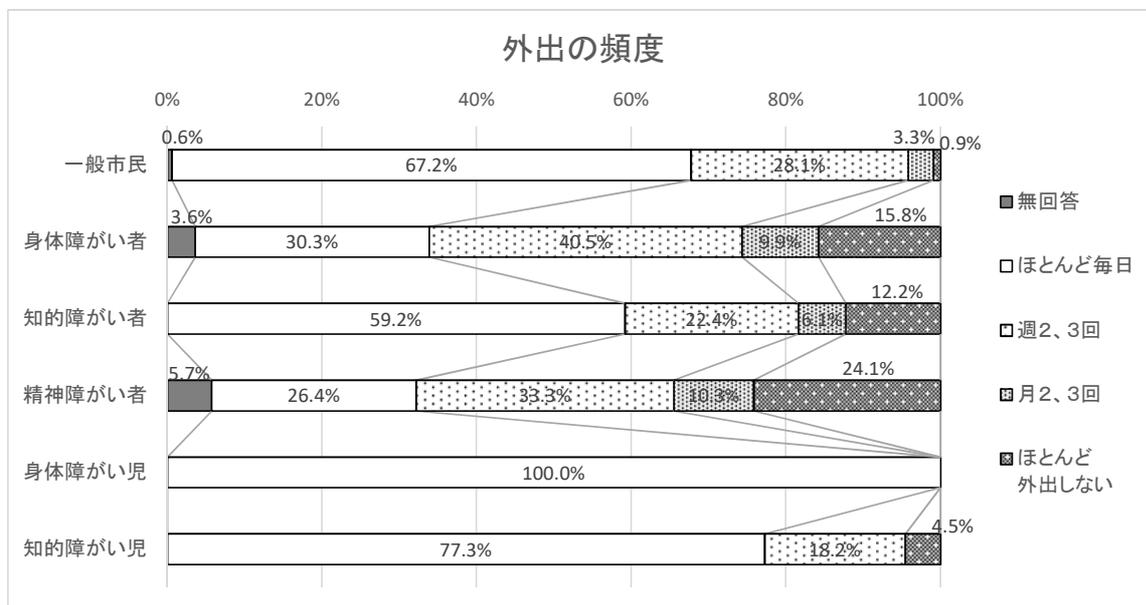
	無回答	視覚	聴覚	上肢	下肢	体幹	内部	知的	精神	認知	その他	特になし	合計
障がい者	44	24	25	73	161	59	107	48	38	41	25	0	645
	6.8%	3.7%	3.9%	11.3%	25.0%	9.1%	16.6%	7.4%	5.9%	6.4%	3.9%	0.0%	
障がい児	4	0	0	2	2	2	0	15	0	0	5	0	30
	13.3%	0.0%	0.0%	6.7%	6.7%	6.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	



### 3 設問に対する回答

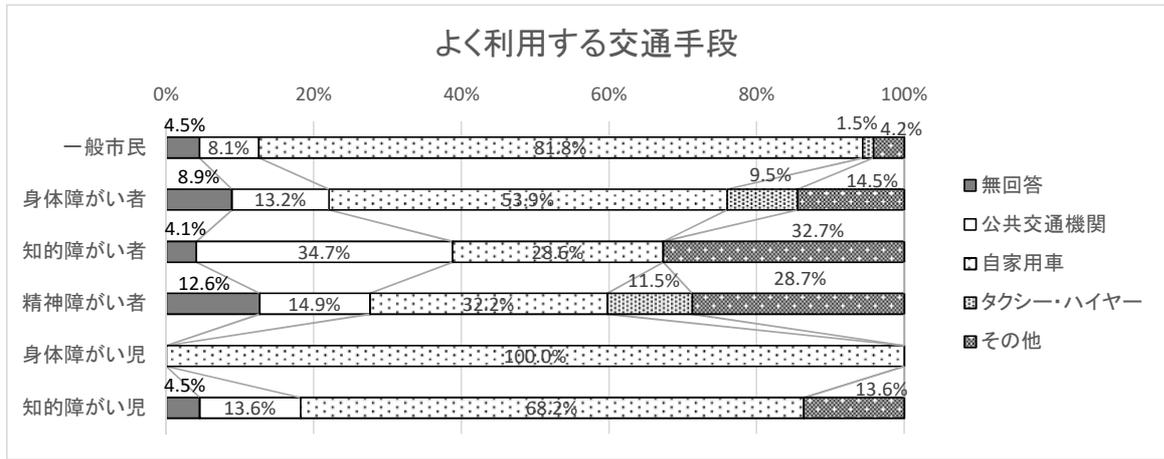
(問1)あなたは、どのくらい外出しますか。(あてはまるものに○)

	無回答	ほとんど毎日	週2、3回	月2、3回	外出しない ほとんど	合計
一般市民	2 0.6%	225 67.2%	94 28.1%	11 3.3%	3 0.9%	335
身体障がい者	11 3.6%	92 30.3%	123 40.5%	30 9.9%	48 15.8%	304
知的障がい者	0 0.0%	29 59.2%	11 22.4%	3 6.1%	6 12.2%	49
精神障がい者	5 5.7%	23 26.4%	29 33.3%	9 10.3%	21 24.1%	87
身体障がい児	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2
知的障がい児	0 0.0%	17 77.3%	4 18.2%	0 0.0%	1 4.5%	22



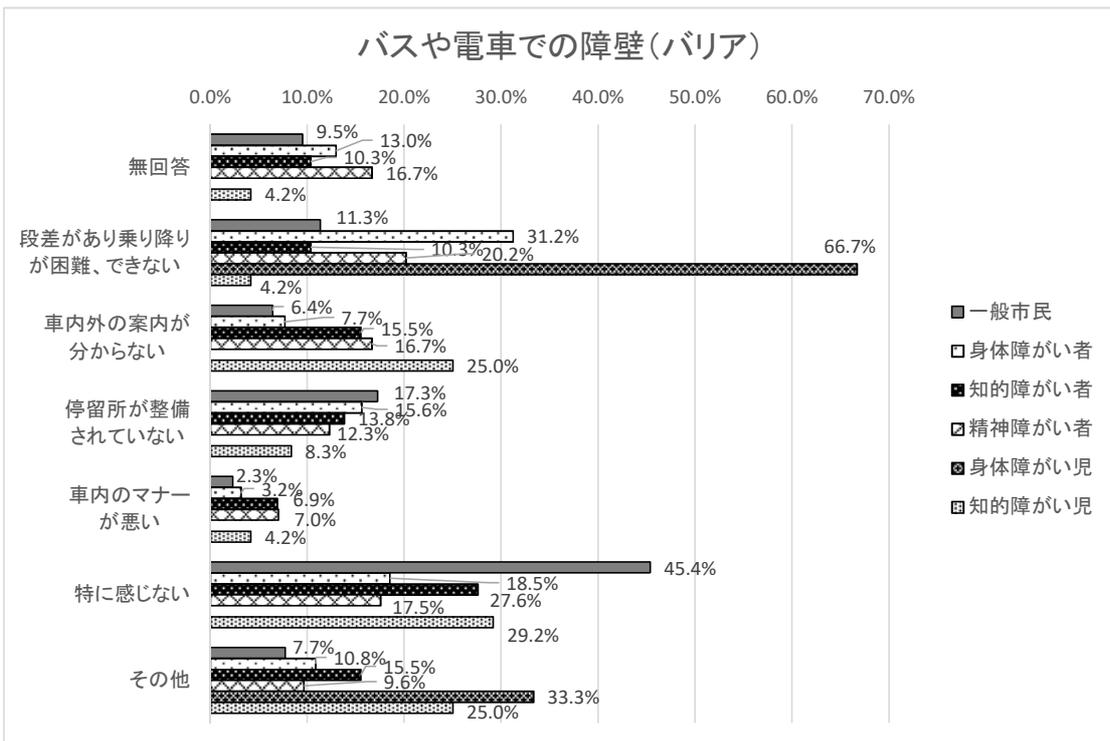
(問2)日常よく利用する交通手段は次のどれですか。(一番利用するものに○)

	無回答	公共交通機関	自家用車	タクシー・ハイヤー	その他	合計
一般市民	15 4.5%	27 8.1%	274 81.8%	5 1.5%	14 4.2%	335
身体障がい者	27 8.9%	40 13.2%	164 53.9%	29 9.5%	44 14.5%	304
知的障がい者	2 4.1%	17 34.7%	14 28.6%	0 0.0%	16 32.7%	49
精神障がい者	11 12.6%	13 14.9%	28 32.2%	10 11.5%	25 28.7%	87
身体障がい児	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2
知的障がい児	1 4.5%	3 13.6%	15 68.2%	0 0.0%	3 13.6%	22



(問3)バスや電車を利用する時で障壁(バリア)を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

	無回答	段差があり乗り降り が困難、できない	車内外の案内が 分からない	停留所が整備 されていない	車内のマナー が悪い	特に感じない	その他	合計
一般市民	37	44	25	67	9	176	30	388
身体障がい者	49	118	29	59	12	70	41	378
知的障がい者	6	6	9	8	4	16	9	58
精神障がい者	19	23	19	14	8	20	11	114
身体障がい児	0	2	0	0	0	0	1	3
知的障がい児	1	1	6	2	1	7	6	24



(問4)市内の公共的施設で優先的にバリアフリー化が必要だと思う施設はどこですか。  
(優先度の高いもの3つまで)

	無回答	市役所本庁舎	市民会館	コミュニティセンター・ファミリーセンター	交通安全センター	高丘霊葬場	野生鳥獣保護センター	ウトナイ湖 苦小牧	リサイクルプラザ	生活館	福祉ふれあいセンター	市民活動センター	保健センター	夜間・休日急病センター	高齢者福祉センター	労働福祉センター	テクノセンター	樽前交流センター	モーラップ樽前荘
一般市民	86	86	49	17	5	11	1	1	0	6	3	7	16	21	3	0	0	0	1
	11.2%	11.2%	6.4%	2.2%	0.7%	1.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.8%	0.4%	0.9%	2.1%	2.7%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	
身体障がい者	113	53	37	14	16	10	2	0	1	6	8	3	17	10	2	0	0	0	1
	18.9%	8.8%	6.2%	2.3%	2.7%	1.7%	0.3%	0.0%	0.2%	1.0%	1.3%	0.5%	2.8%	1.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.2%	
知的障がい者	13	12	8	1	0	0	0	0	0	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0
	11.9%	11.0%	7.3%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	1.8%	1.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
精神障がい者	27	15	6	1	0	4	1	0	0	3	2	2	6	3	1	0	0	0	0
	14.8%	8.2%	3.3%	0.5%	0.0%	2.2%	0.5%	0.0%	0.0%	1.6%	1.1%	1.1%	3.3%	1.6%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
身体障がい児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	4	2	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0
	8.2%	4.1%	2.0%	4.1%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
全体	243	168	101	35	21	26	4	1	1	18	16	14	40	36	6	0	0	2	
	14.2%	9.8%	5.9%	2.0%	1.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.1%	1.1%	0.9%	0.8%	2.3%	2.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	

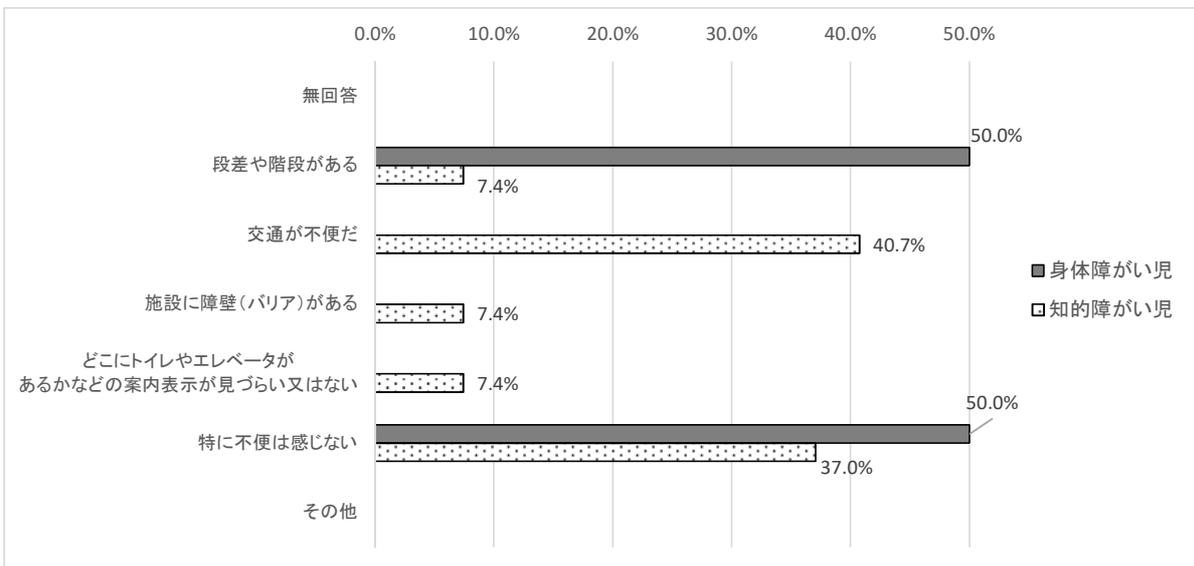
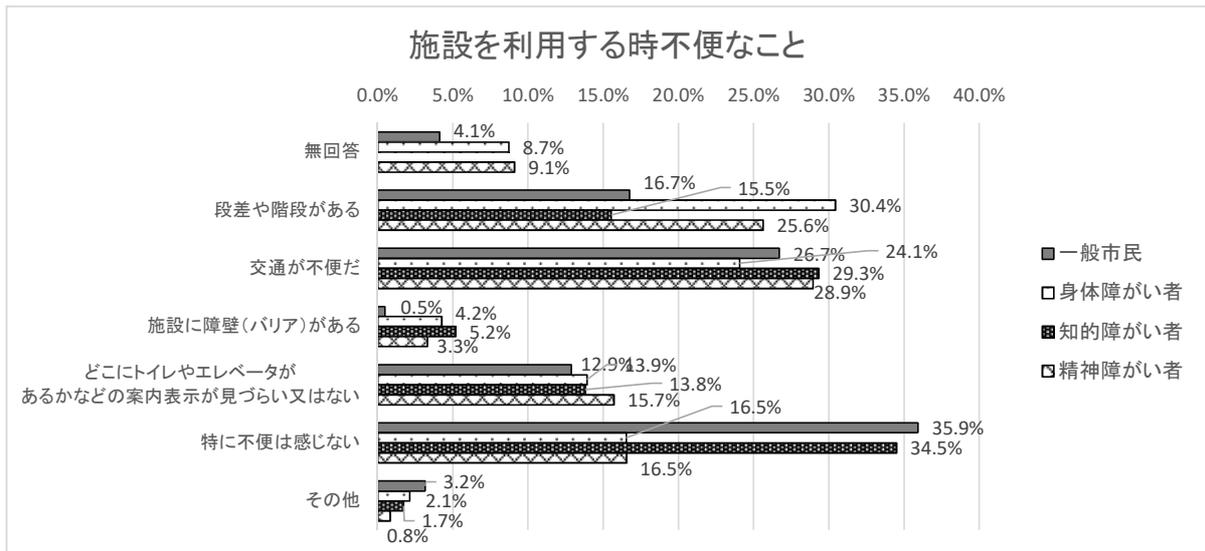
	文化会館	中央図書館	児童館・児童センター	勇武津資料館	科学センター・ミール展示館	公共のスポーツ施設	アイビープラザ	美術博物館	COCOTOMA	市立病院	沼ノ端交流センター	こども相談センター	道の駅	小中学校	公園	金融機関	民間の病院	公衆浴場
一般市民	10	21	2	4	4	16	2	5	4	55	0	0	7	40	11	34	50	14
	1.3%	2.8%	0.3%	0.5%	0.5%	2.1%	0.3%	0.7%	0.5%	7.3%	0.0%	0.0%	0.9%	5.3%	1.5%	4.5%	6.7%	1.9%
身体障がい者	8	7	2	0	1	12	7	5	1	32	1	1	4	13	6	18	56	21
	1.3%	1.2%	0.3%	0.0%	0.2%	2.0%	1.2%	0.8%	0.2%	5.3%	0.2%	0.2%	0.7%	2.2%	1.0%	3.0%	9.3%	3.5%
知的障がい者	0	3	2	0	1	3	0	2	1	2	0	0	1	5	1	3	8	4
	0.0%	2.8%	1.8%	0.0%	0.9%	2.8%	0.0%	1.8%	0.9%	1.8%	0.0%	0.0%	0.9%	4.6%	0.9%	2.8%	7.3%	3.7%
精神障がい者	3	2	0	0	3	6	3	1	1	10	0	1	2	6	2	8	18	4
	1.6%	1.1%	0.0%	0.0%	1.6%	3.3%	1.6%	0.5%	0.5%	5.5%	0.0%	0.5%	1.1%	3.3%	1.1%	4.4%	9.9%	2.2%
身体障がい児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障がい児	0	0	1	0	2	2	0	0	0	4	0	0	1	10	3	1	4	0
	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	4.1%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	8.2%	0.0%	0.0%	2.0%	20.4%	6.1%	2.0%	8.2%	0.0%
全体	21	33	7	4	11	39	12	13	7	103	1	2	15	76	24	64	136	43
	1.2%	2.0%	0.4%	0.2%	0.7%	2.3%	0.7%	0.8%	0.4%	6.1%	0.1%	0.1%	0.9%	4.5%	1.4%	3.8%	8.0%	2.5%

	パチンコなどの遊技場	映画館	冠婚葬祭会場	ホテル	郵便局	大型スーパー等	飲食店	民間のスポーツ施設	床屋・美容院	神社・お寺
一般市民	2	6	17	2	20	65	24	5	13	21
	0.3%	0.8%	2.3%	0.3%	2.7%	8.7%	3.2%	0.7%	1.7%	2.8%
身体障がい者	0	0	6	5	18	37	14	3	11	17
	0.0%	0.0%	1.0%	0.8%	3.0%	6.2%	2.3%	0.5%	1.8%	2.8%
知的障がい者	2	3	0	1	4	9	7	0	4	1
	1.8%	2.8%	0.0%	0.9%	3.7%	8.3%	6.4%	0.0%	3.7%	0.9%
精神障がい者	0	2	0	1	7	15	2	1	7	6
	0.0%	1.1%	0.0%	0.5%	3.8%	8.2%	1.1%	0.5%	3.8%	3.3%
身体障がい児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障がい児	0	0	0	0	1	5	1	0	1	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	10.2%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%
全体	4	11	23	9	50	131	48	9	36	45
	0.2%	0.7%	1.4%	0.5%	3.0%	7.7%	2.8%	0.5%	2.1%	2.7%

※塗りつぶしは各区分別で無回答を除き最も票が多かった施設

(問5)市内の施設を利用するときのようなことで不便を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

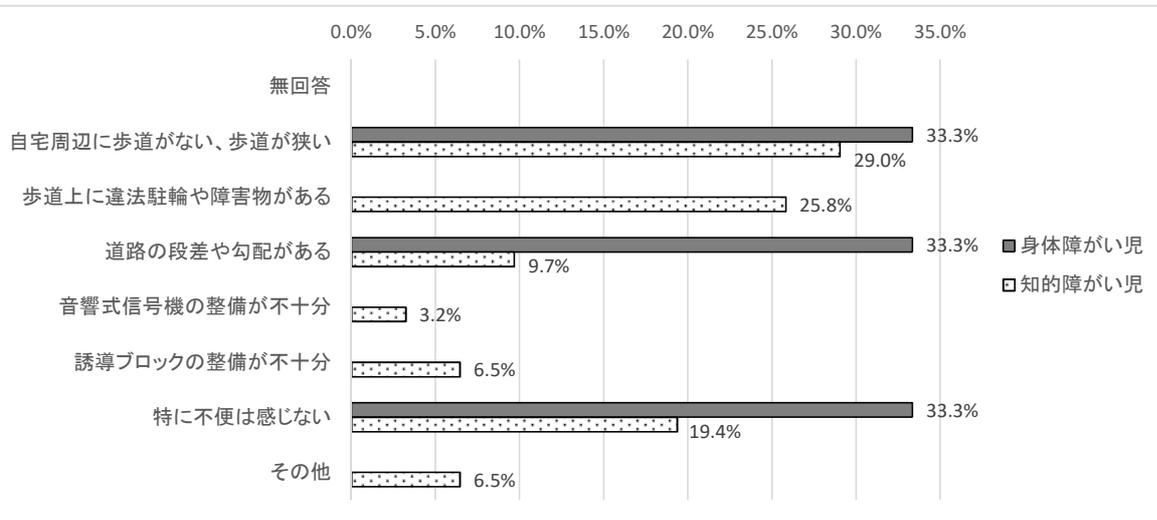
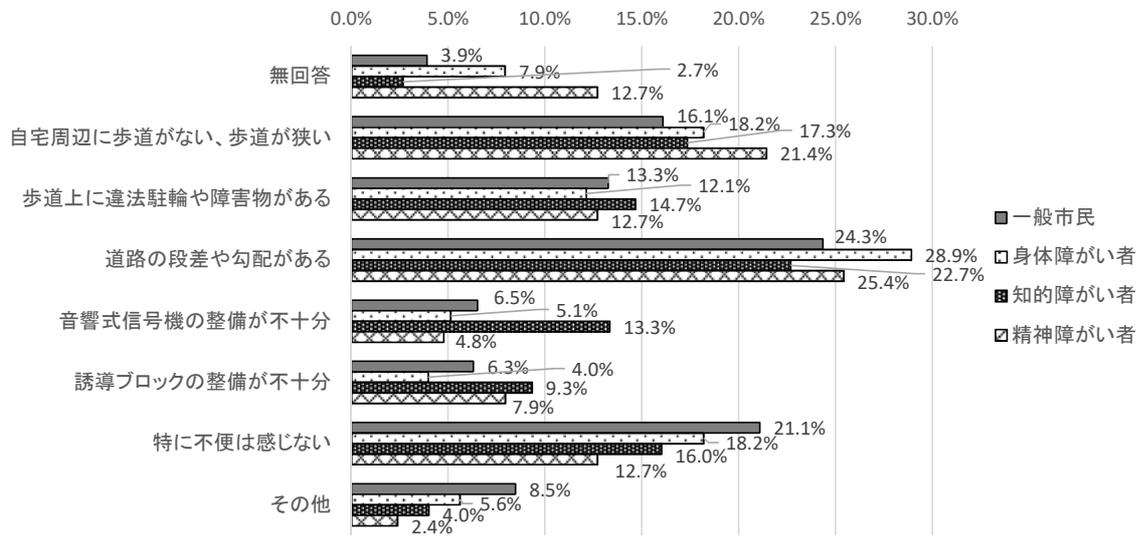
	無回答	段差や階段がある	交通が不便だ	施設に障壁(バリア)がある	あるかなどの案内表示が見づらい又ははない	どこにトイレやエレベーターがあるかなどの案内表示が見づらい又ははない	特に不便は感じない	その他	合計
一般市民	17 4.1%	69 16.7%	110 26.7%	2 0.5%	53 12.9%	148 35.9%	13 3.2%	412	
身体障がい者	37 8.7%	129 30.4%	102 24.1%	18 4.2%	59 13.9%	70 16.5%	9 2.1%	424	
知的障がい者	0 0.0%	9 15.5%	17 29.3%	3 5.2%	8 13.8%	20 34.5%	1 1.7%	58	
精神障がい者	11 9.1%	31 25.6%	35 28.9%	4 3.3%	19 15.7%	20 16.5%	1 0.8%	121	
身体障がい児	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2	
知的障がい児	0 0.0%	2 7.4%	11 40.7%	2 7.4%	2 7.4%	10 37.0%	0 0.0%	27	



(問6)市内の道路についてどのようなことで不便を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

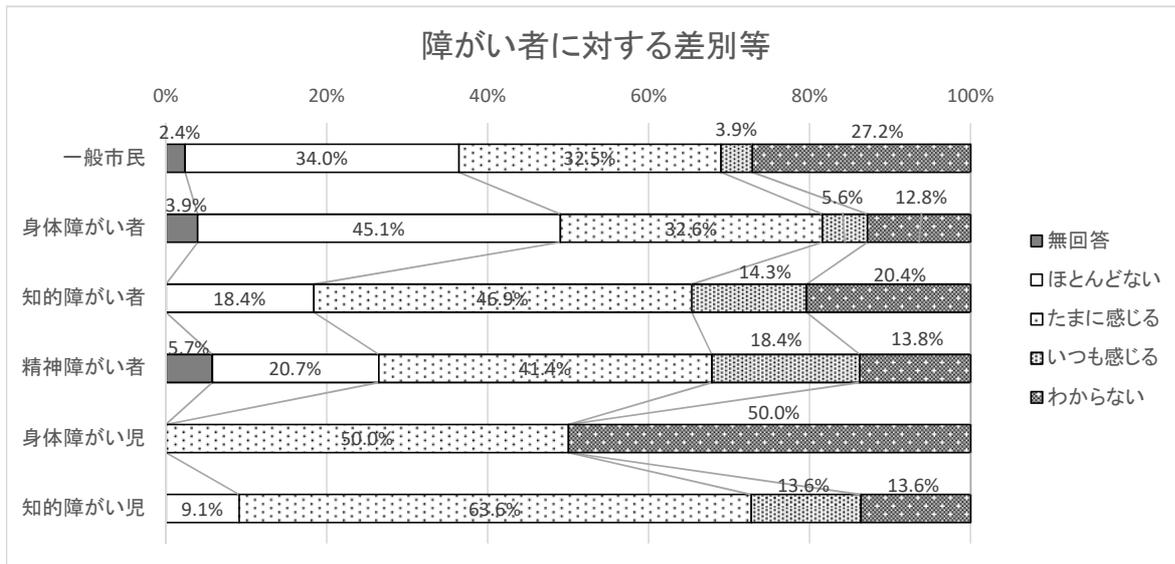
	無回答	自宅周辺に歩道がない、歩道が狭い	歩道上に違法駐輪や障害物がある	道路の段差や勾配がある	音響式信号機の整備が不十分	誘導ブロックの整備が不十分	特に不便は感じない	その他	合計
一般市民	18 3.9%	74 16.1%	61 13.3%	112 24.3%	30 6.5%	29 6.3%	97 21.1%	39 8.5%	460
身体障がい者	34 7.9%	78 18.2%	52 12.1%	124 28.9%	22 5.1%	17 4.0%	78 18.2%	24 5.6%	429
知的障がい者	2 2.7%	13 17.3%	11 14.7%	17 22.7%	10 13.3%	7 9.3%	12 16.0%	3 4.0%	75
精神障がい者	16 12.7%	27 21.4%	16 12.7%	32 25.4%	6 4.8%	10 7.9%	16 12.7%	3 2.4%	126
身体障がい児	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3
知的障がい児	0 0.0%	9 29.0%	8 25.8%	3 9.7%	1 3.2%	2 6.5%	6 19.4%	2 6.5%	31

### 道路について不便を感じること



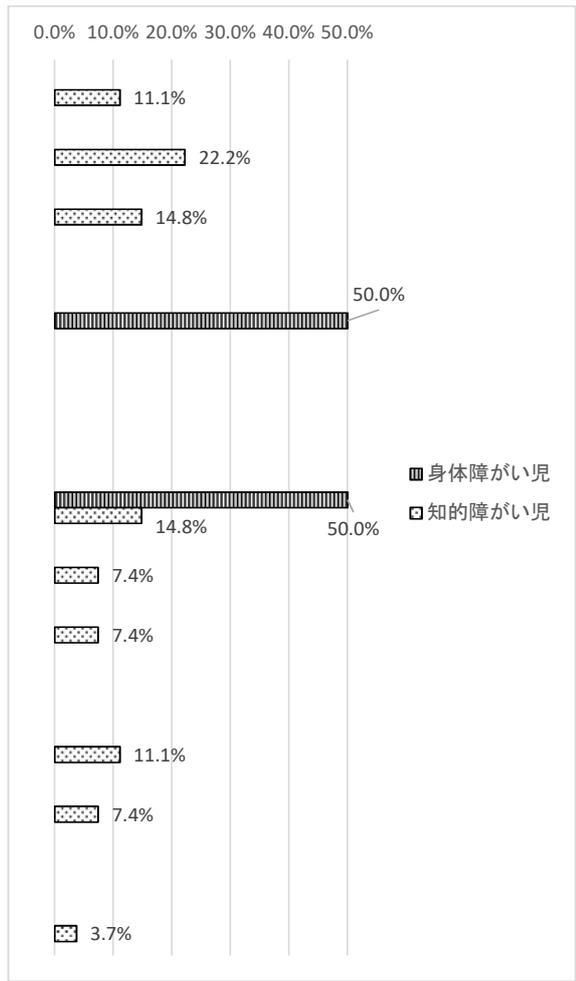
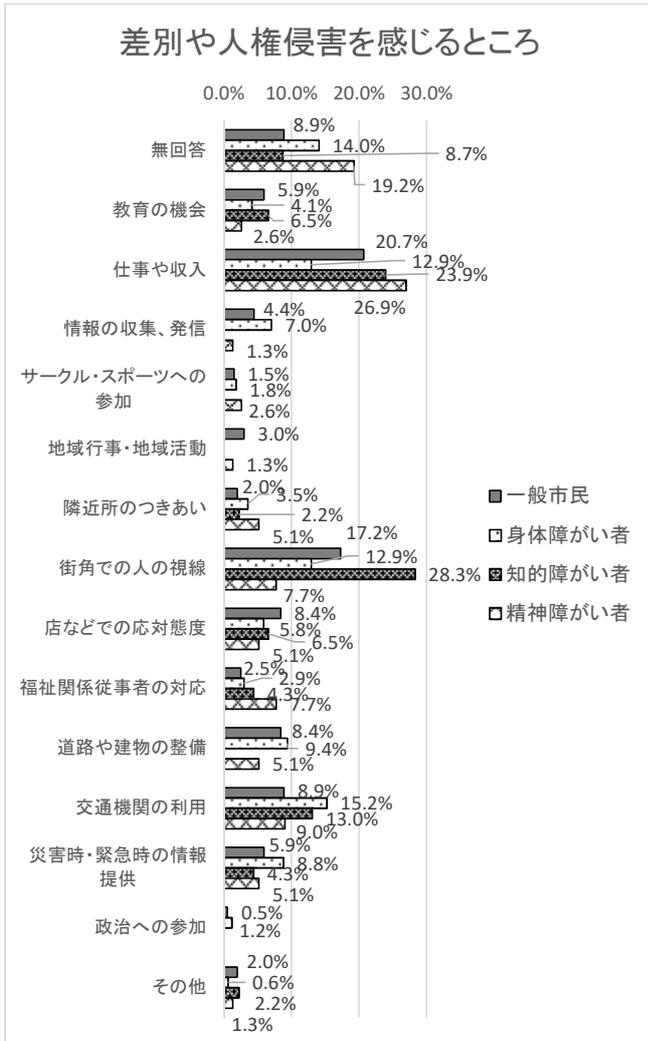
(問7) 日常生活において、障がい者に対する差別や偏見、疎外感を感じることがありますか(1つに○)。

	無回答	ほとんどない	たまに感じる	いつも感じる	わからない	合計
一般市民	8	114	109	13	91	335
	2.4%	34.0%	32.5%	3.9%	27.2%	
身体障がい者	12	137	99	17	39	304
	3.9%	45.1%	32.6%	5.6%	12.8%	
知的障がい者	0	9	23	7	10	49
	0.0%	18.4%	46.9%	14.3%	20.4%	
精神障がい者	5	18	36	16	12	87
	5.7%	20.7%	41.4%	18.4%	13.8%	
身体障がい児	0	0	1	0	1	2
	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	
知的障がい児	0	2	14	3	3	22
	0.0%	9.1%	63.6%	13.6%	13.6%	



(問8) 【問7で「たまに感じる」「いつも感じる」と答えた方】  
 どのようなところに、もっとも強く差別や人権侵害を感じますか(主なもの2つまで○)。

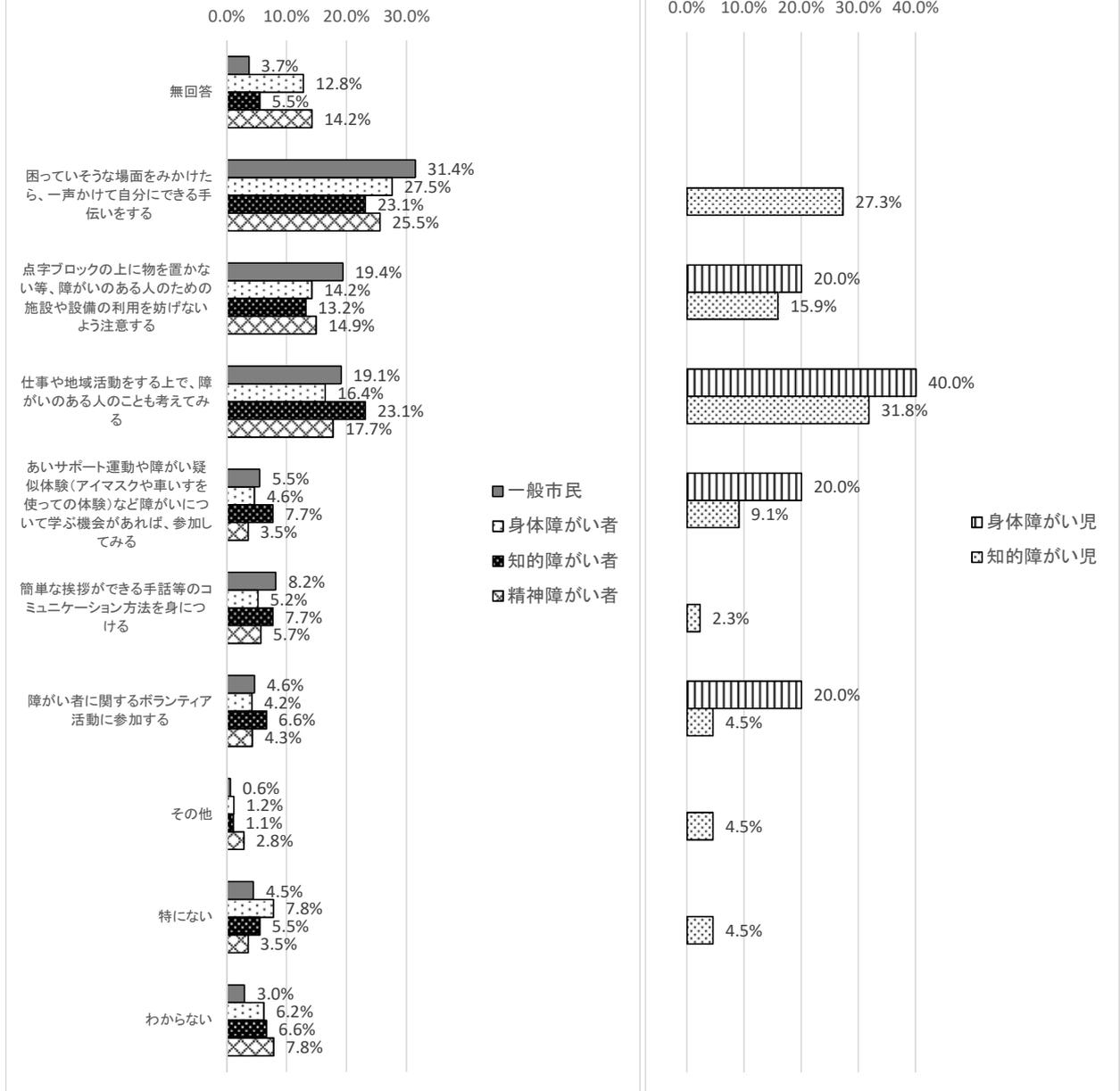
	無回答	教育の機会	仕事や収入	情報の収集、発信	サークル・スポーツへの参加	地域行事・地域活動	隣近所のつきあい	街角での人の視線	店などでの対応態度	福祉関係従事者の対応	道路や建物の整備	交通機関の利用	災害時・緊急時の情報提供	政治への参加	その他	合計
一般市民	18	12	42	9	3	6	4	35	17	5	17	18	12	1	4	203
	8.9%	5.9%	20.7%	4.4%	1.5%	3.0%	2.0%	17.2%	8.4%	2.5%	8.4%	8.9%	5.9%	0.5%	2.0%	
身体障がい者	24	7	22	12	3	0	6	22	10	5	16	26	15	2	1	171
	14.0%	4.1%	12.9%	7.0%	1.8%	0.0%	3.5%	12.9%	5.8%	2.9%	9.4%	15.2%	8.8%	1.2%	0.6%	
知的障がい者	4	3	11	0	0	0	1	13	3	2	0	6	2	0	1	46
	8.7%	6.5%	23.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	28.3%	6.5%	4.3%	0.0%	13.0%	4.3%	0.0%	2.2%	
精神障がい者	15	2	21	1	2	1	4	6	4	6	4	7	4	0	1	78
	19.2%	2.6%	26.9%	1.3%	2.6%	1.3%	5.1%	7.7%	5.1%	7.7%	5.1%	9.0%	5.1%	0.0%	1.3%	
身体障がい児	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	3	6	4	0	0	0	0	4	2	2	0	3	2	0	1	27
	11.1%	22.2%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	7.4%	7.4%	0.0%	11.1%	7.4%	0.0%	3.7%	



(問9) 障がいがある人の社会参加の機会を広げるために、地域の人に実行してほしいと思うこと、又は実行するとよいと思うことは何ですか(主なものを3つまで○)。

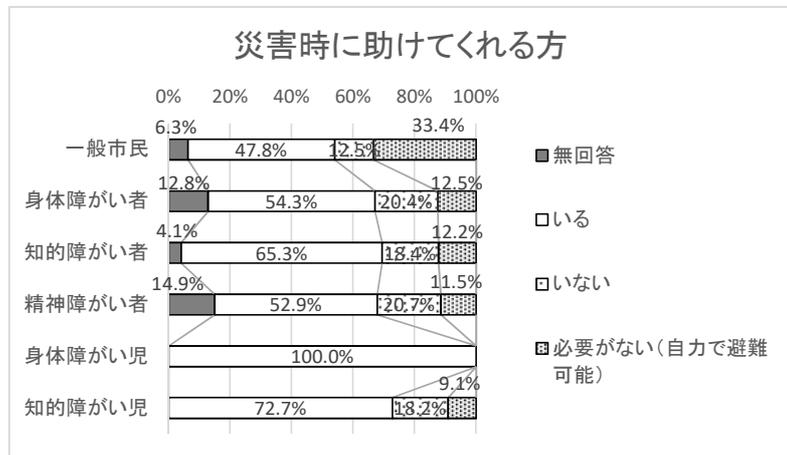
	無回答	困っているような場面をみかけたら、一声かけて自分のできる手伝いをする	点字ブロックの上に物を置かない等、障がいのある人のための施設や設備の利用を妨げないよう注意する	仕事や地域活動をする上で、障がいのある人のことも考えてみる	あいさポート運動や障がい疑似体験(アイマスクや車いすを使ってみる)など障がいについて学ぶ機会があれば、参加してみる	簡単な挨拶ができる手話等のコミュニケーション方法を身につける	障がい者に関するボランティア活動に参加する	その他	特にない	わからない	合計
一般市民	25	211	130	128	37	55	31	4	30	20	671
	3.7%	31.4%	19.4%	19.1%	5.5%	8.2%	4.6%	0.6%	4.5%	3.0%	
身体障がい者	64	138	71	82	23	26	21	6	39	31	501
	12.8%	27.5%	14.2%	16.4%	4.6%	5.2%	4.2%	1.2%	7.8%	6.2%	
知的障がい者	5	21	12	21	7	7	6	1	5	6	91
	5.5%	23.1%	13.2%	23.1%	7.7%	7.7%	6.6%	1.1%	5.5%	6.6%	
精神障がい者	20	36	21	25	5	8	6	4	5	11	141
	14.2%	25.5%	14.9%	17.7%	3.5%	5.7%	4.3%	2.8%	3.5%	7.8%	
身体障がい児	0	0	1	2	1	0	1	0	0	0	5
	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	12	7	14	4	1	2	2	2	0	44
	0.0%	27.3%	15.9%	31.8%	9.1%	2.3%	4.5%	4.5%	4.5%	0.0%	

## 地域の人に実行してほしいこと



(問10)地震などの大規模な災害がおきたとき、家族や近所の人で助けてくれる方はいますか(1つに○)。

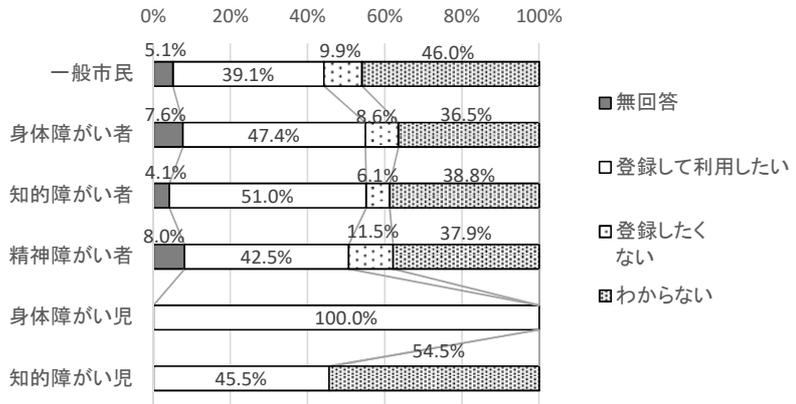
	無回答	いる	いない	力が必要 避け が 難 い 可 能 (自)	合計
一般市民	21	160	42	112	335
身体障がい者	39	165	62	38	304
知的障がい者	2	32	9	6	49
精神障がい者	13	46	18	10	87
身体障がい児	0	2	0	0	2
知的障がい児	0	16	4	2	22



(問11)地域での日常生活の見守りや災害時の安否確認・救助など、支援を受けるための登録制度があれば、利用したいと思いますか(1つに○)。

	無回答	登録したい	登録したくない	わからない	合計
一般市民	17	131	33	154	335
	5.1%	39.1%	9.9%	46.0%	
身体障がい者	23	144	26	111	304
	7.6%	47.4%	8.6%	36.5%	
知的障がい者	2	25	3	19	49
	4.1%	51.0%	6.1%	38.8%	
精神障がい者	7	37	10	33	87
	8.0%	42.5%	11.5%	37.9%	
身体障がい児	0	2	0	0	2
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	10	0	12	22
	0.0%	45.5%	0.0%	54.5%	

災害時の登録制度の利用

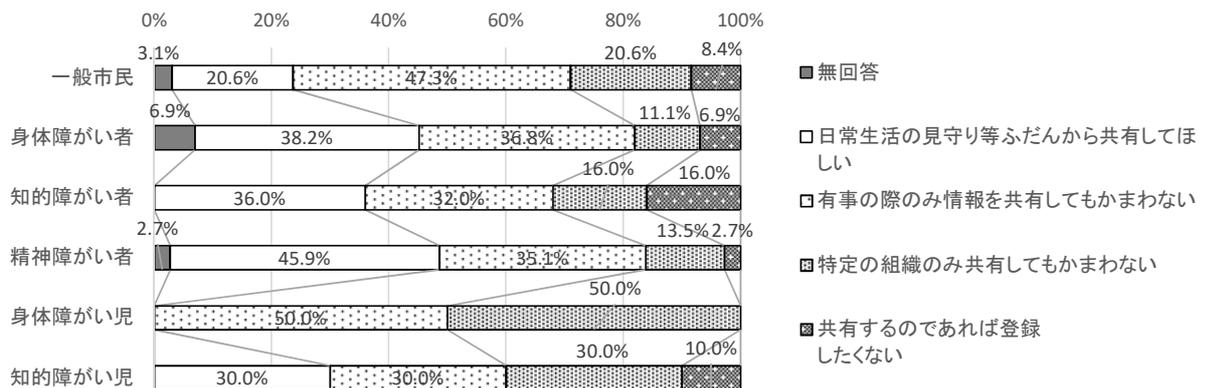


(問12)【問11で「登録して利用したい」に○をつけた方】

登録された個人情報や町内会や民生委員、市、消防、警察など災害時に情報を必要とする組織で共有することについてどう思いますか。

	無回答	日常生活の見守り等ふだんから共有してほしい	有事の際のみ情報を共有してもかまわない	特定の組織のみ共有してもかまわない	共有するのであれば登録したくない	合計
一般市民	4	27	62	27	11	131
	3.1%	20.6%	47.3%	20.6%	8.4%	
身体障がい者	10	55	53	16	10	144
	6.9%	38.2%	36.8%	11.1%	6.9%	
知的障がい者	0	9	8	4	4	25
	0.0%	36.0%	32.0%	16.0%	16.0%	
精神障がい者	1	17	13	5	1	37
	2.7%	45.9%	35.1%	13.5%	2.7%	
身体障がい児	0	0	1	1	0	2
	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	
知的障がい児	0	3	3	3	1	10
	0.0%	30.0%	30.0%	30.0%	10.0%	

情報共有について



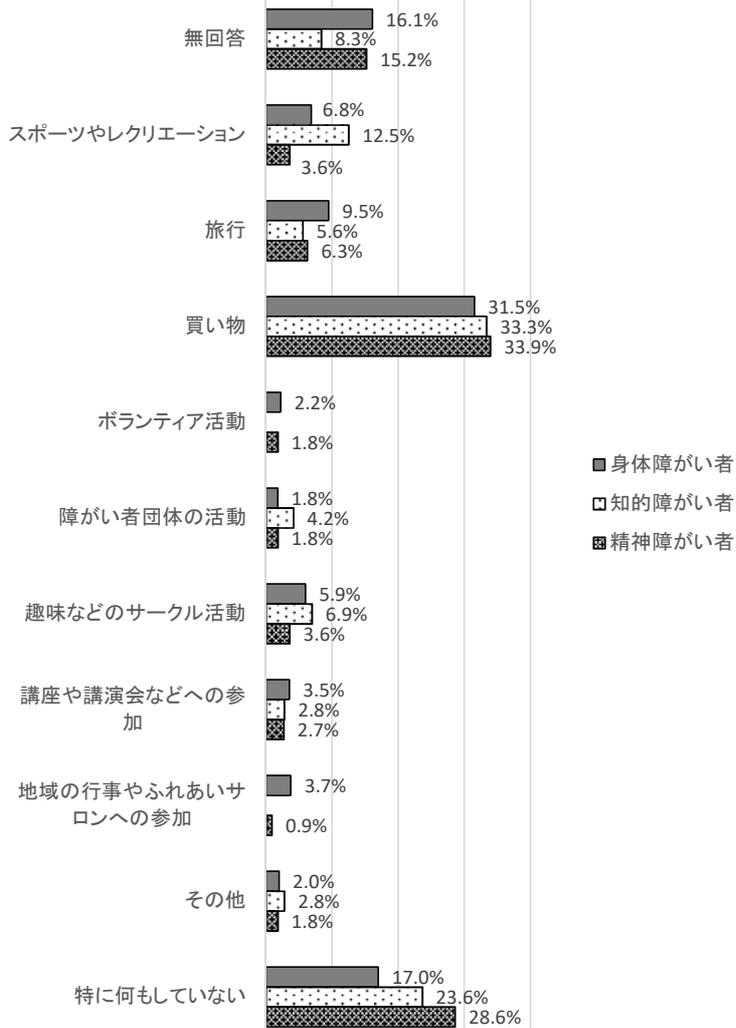
<障がい者・障がい児項目>

(問13) 最近(約1年以内)、次のような活動をしましたか(あてはまるものすべてに○)。

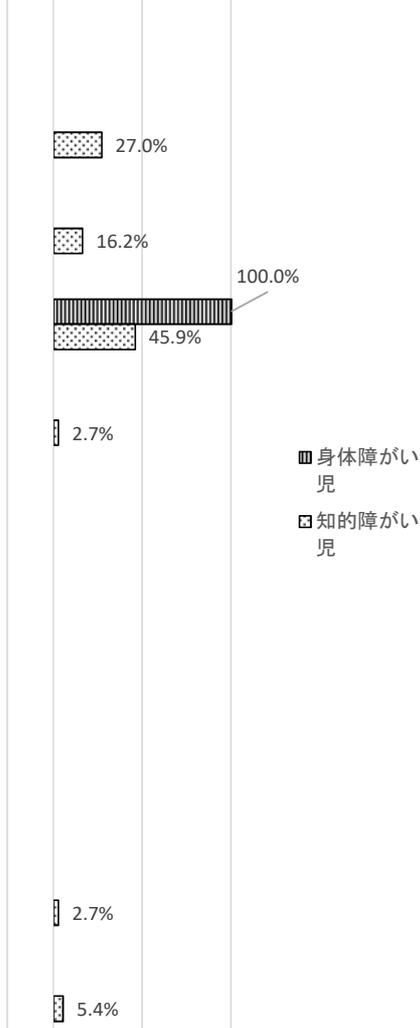
	無回答	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などへの参加	地域の行事やふれあいサロンへの参加	その他	特に何もしていない	合計
身体障がい者	73	31	43	143	10	8	27	16	17	9	77	454
	16.1%	6.8%	9.5%	31.5%	2.2%	1.8%	5.9%	3.5%	3.7%	2.0%	17.0%	
知的障がい者	6	9	4	24	0	3	5	2	0	2	17	72
	8.3%	12.5%	5.6%	33.3%	0.0%	4.2%	6.9%	2.8%	0.0%	2.8%	23.6%	
精神障がい者	17	4	7	38	2	2	4	3	1	2	32	112
	15.2%	3.6%	6.3%	33.9%	1.8%	1.8%	3.6%	2.7%	0.9%	1.8%	28.6%	
身体障がい児	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	10	6	17	1	0	0	0	0	1	2	37
	0.0%	27.0%	16.2%	45.9%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	5.4%	

最近1年間の活動

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%

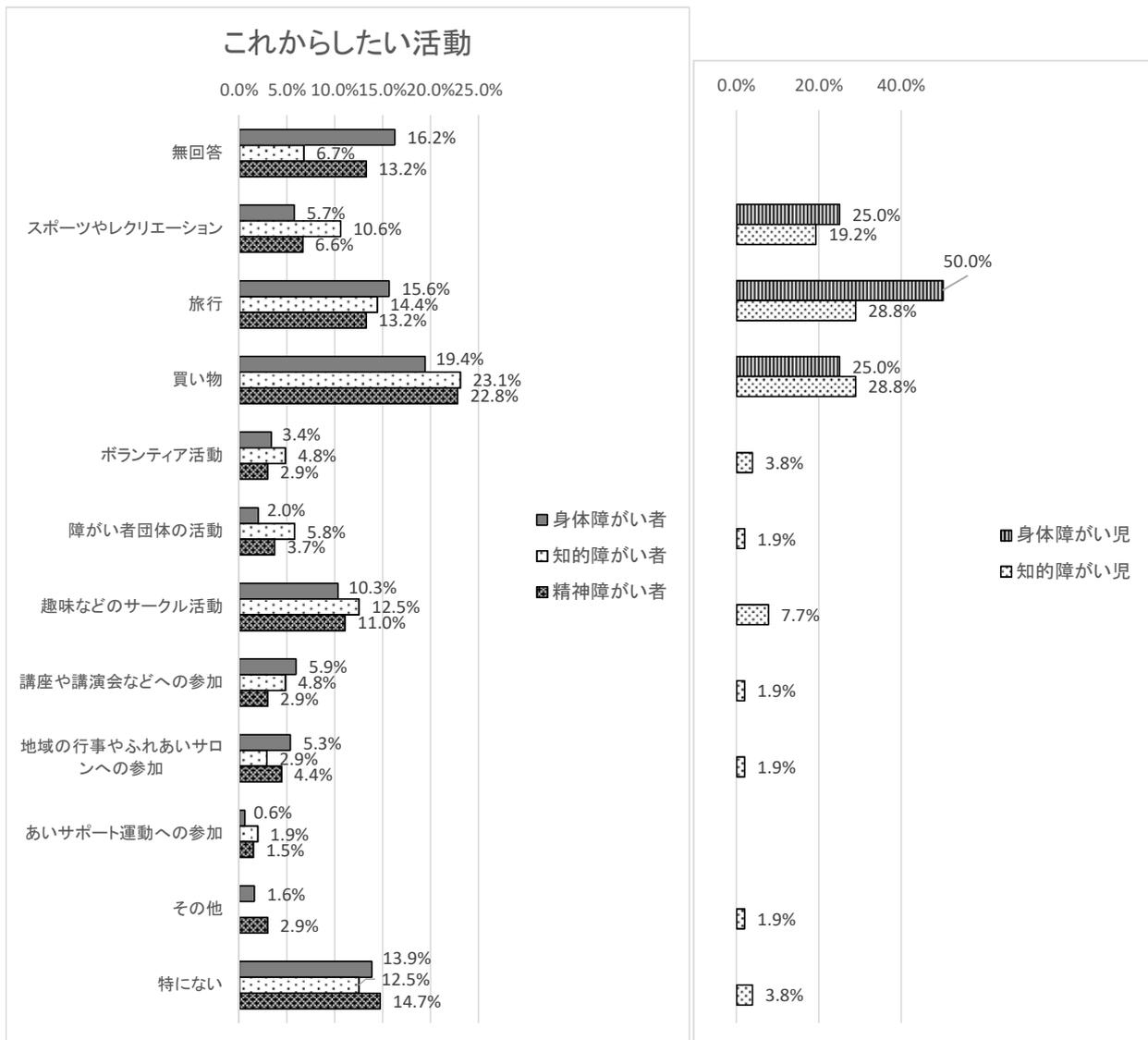


0.0% 50.0% 100.0%



(問14)これからどのような活動をしたいと思いますか(あてはまるものすべてに○、継続する活動も含む)。

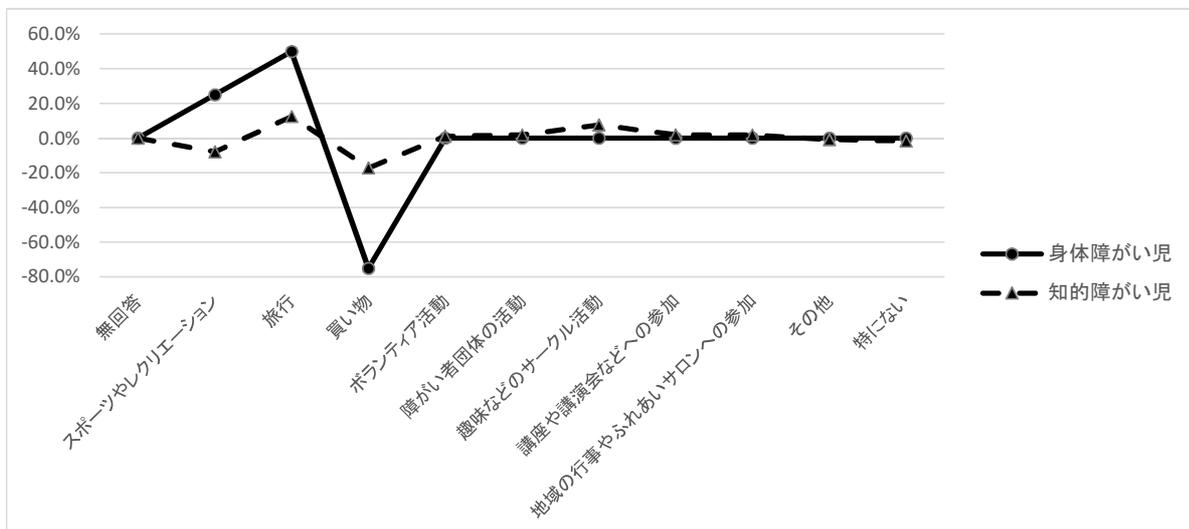
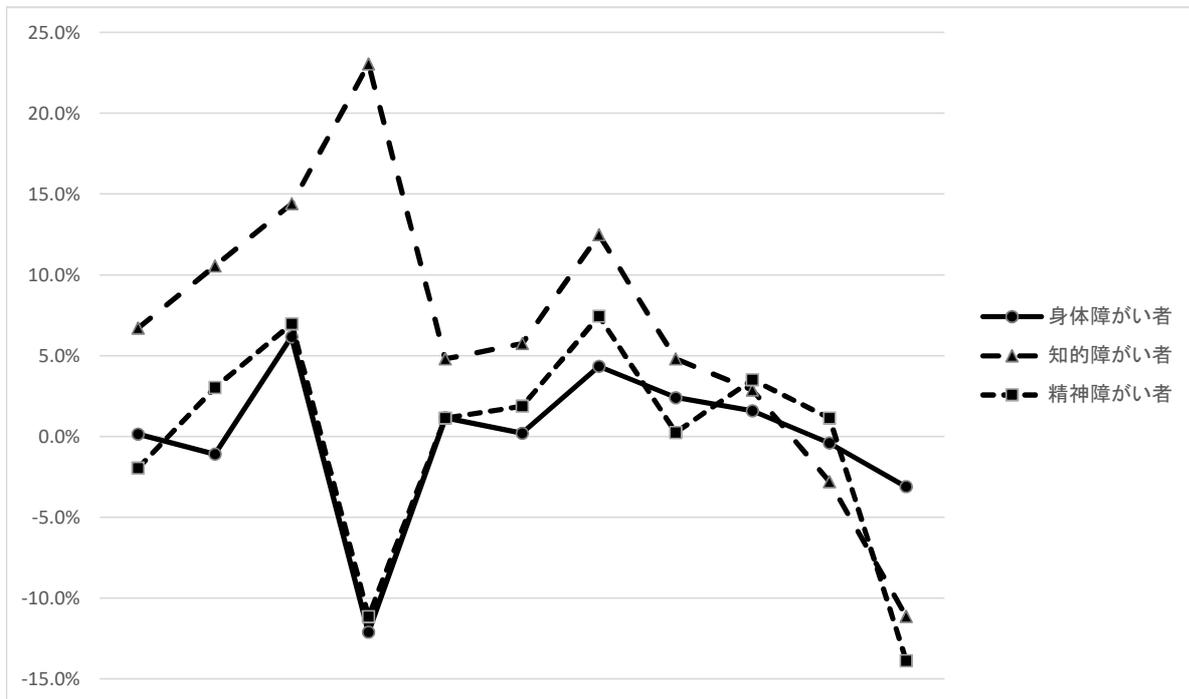
	無回答	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などへの参加	地域の行事やふれあいサロンへの参加	あいサポート運動への参加	その他	特にない	合計
身体障がい者	82	29	79	98	17	10	52	30	27	3	8	70	505
	16.2%	5.7%	15.6%	19.4%	3.4%	2.0%	10.3%	5.9%	5.3%	0.6%	1.6%	13.9%	
知的障がい者	7	11	15	24	5	6	13	5	3	2	0	13	104
	6.7%	10.6%	14.4%	23.1%	4.8%	5.8%	12.5%	4.8%	2.9%	1.9%	0.0%	12.5%	
精神障がい者	18	9	18	31	4	5	15	4	6	2	4	20	136
	13.2%	6.6%	13.2%	22.8%	2.9%	3.7%	11.0%	2.9%	4.4%	1.5%	2.9%	14.7%	
身体障がい児	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	10	15	15	2	1	4	1	1	0	1	2	52
	0.0%	19.2%	28.8%	28.8%	3.8%	1.9%	7.7%	1.9%	1.9%	0.0%	1.9%	3.8%	



これからしたい活動と最近1年間の活動の差

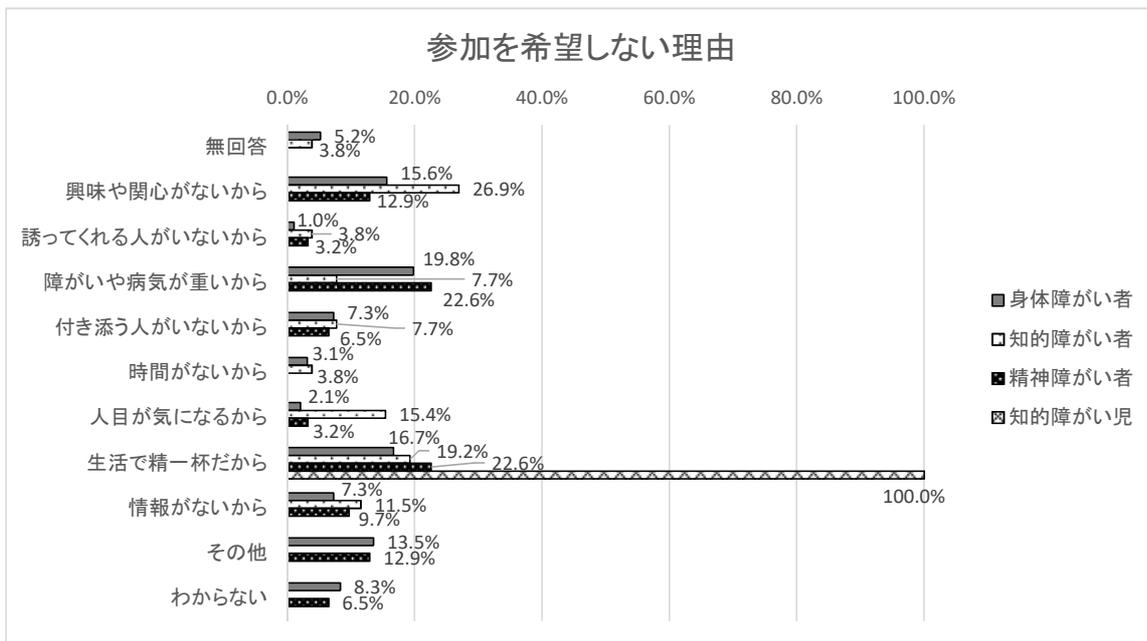
	無回答	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などへの参加	地域の行事やふれあいサロンへの参加	その他	特にない
身体障がい者	0.2%	-1.1%	6.2%	-12.1%	1.2%	0.2%	4.3%	2.4%	1.6%	-0.4%	-3.1%
知的障がい者	6.7%	10.6%	14.4%	23.1%	4.8%	5.8%	12.5%	4.8%	2.9%	-2.8%	-11.1%
精神障がい者	-1.9%	3.0%	7.0%	-11.1%	1.2%	1.9%	7.5%	0.3%	3.5%	1.2%	-13.9%
身体障がい児	0.0%	25.0%	50.0%	-75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障がい児	0.0%	-7.8%	12.6%	-17.1%	1.1%	1.9%	7.7%	1.9%	1.9%	-0.8%	-1.6%

注: 値は「これからしたい活動」の割合から「最近1年間の活動」の割合を減じて算出。



(問15) 【問14で、希望の活動が「特にない」に○をつけた方】  
活動に参加を希望しない理由は何ですか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	興味や関心がないから	誘ってくれる人がいないから	障がいや病気が重いから	付き添う人がいないから	時間がないから	人目が気になるから	生活で精一杯だから	情報がないから	その他	わからない	合計
身体障がい者	5 5.2%	15 15.6%	1 1.0%	19 19.8%	7 7.3%	3 3.1%	2 2.1%	16 16.7%	7 7.3%	13 13.5%	8 8.3%	96
知的障がい者	1 3.8%	7 26.9%	1 3.8%	2 7.7%	2 7.7%	1 3.8%	4 15.4%	5 19.2%	3 11.5%	0 0.0%	0 0.0%	26
精神障がい者	0 0.0%	4 12.9%	1 3.2%	7 22.6%	2 6.5%	0 0.0%	1 3.2%	7 22.6%	3 9.7%	4 12.9%	2 6.5%	31
身体障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
知的障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2

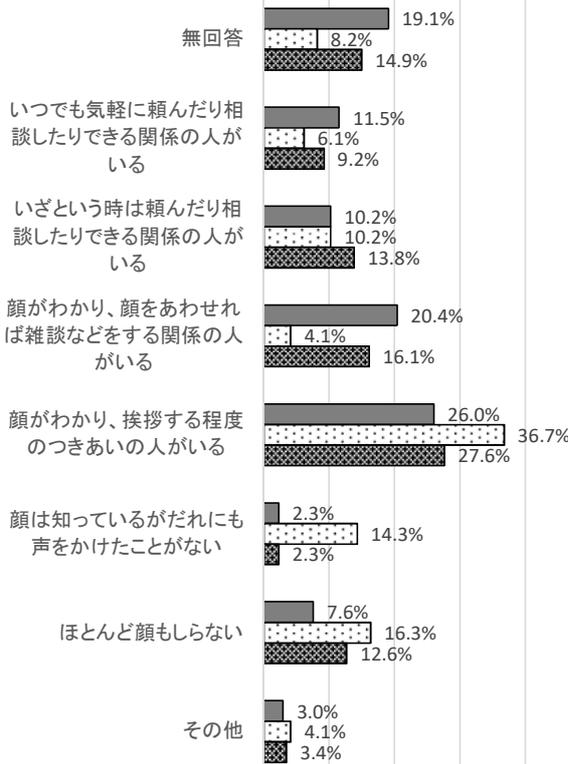


(問16) どのような近所づきあいをしていますか(もっともあてはまるもの1つに○、施設入所中の方は実家での状態をお答えください)。

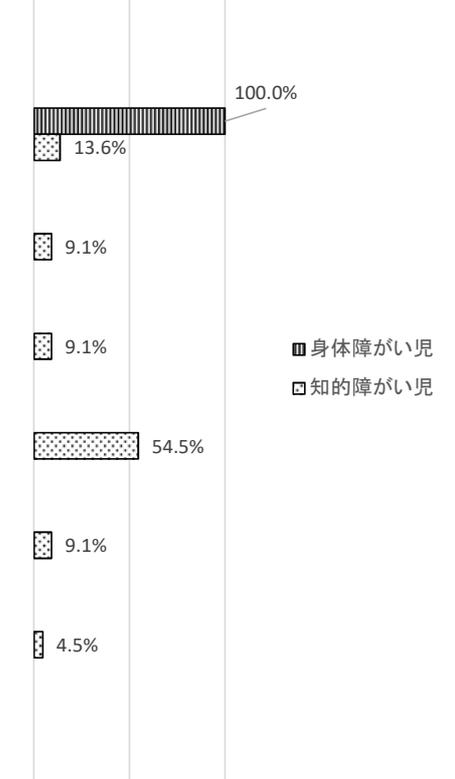
	無回答	いつでもできる関係の人がいる	いざという時は頼りやすい関係の人がいる	顔がわかり、顔をあわせれば雑談などをする関係の人がいる	顔がわかり、挨拶する程度のつきあひがある	顔は知っているがだれにも声をかけない	ほとんど顔もしらない	その他	合計
身体障がい者	58 19.1%	35 11.5%	31 10.2%	62 20.4%	79 26.0%	7 2.3%	23 7.6%	9 3.0%	304
知的障がい者	4 8.2%	3 6.1%	5 10.2%	2 4.1%	18 36.7%	7 14.3%	8 16.3%	2 4.1%	49
精神障がい者	13 14.9%	8 9.2%	12 13.8%	14 16.1%	24 27.6%	2 2.3%	11 12.6%	3 3.4%	87
身体障がい児	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2
知的障がい児	0 0.0%	3 13.6%	2 9.1%	2 9.1%	12 54.5%	2 9.1%	1 4.5%	0 0.0%	22

### 近所付き合い

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%



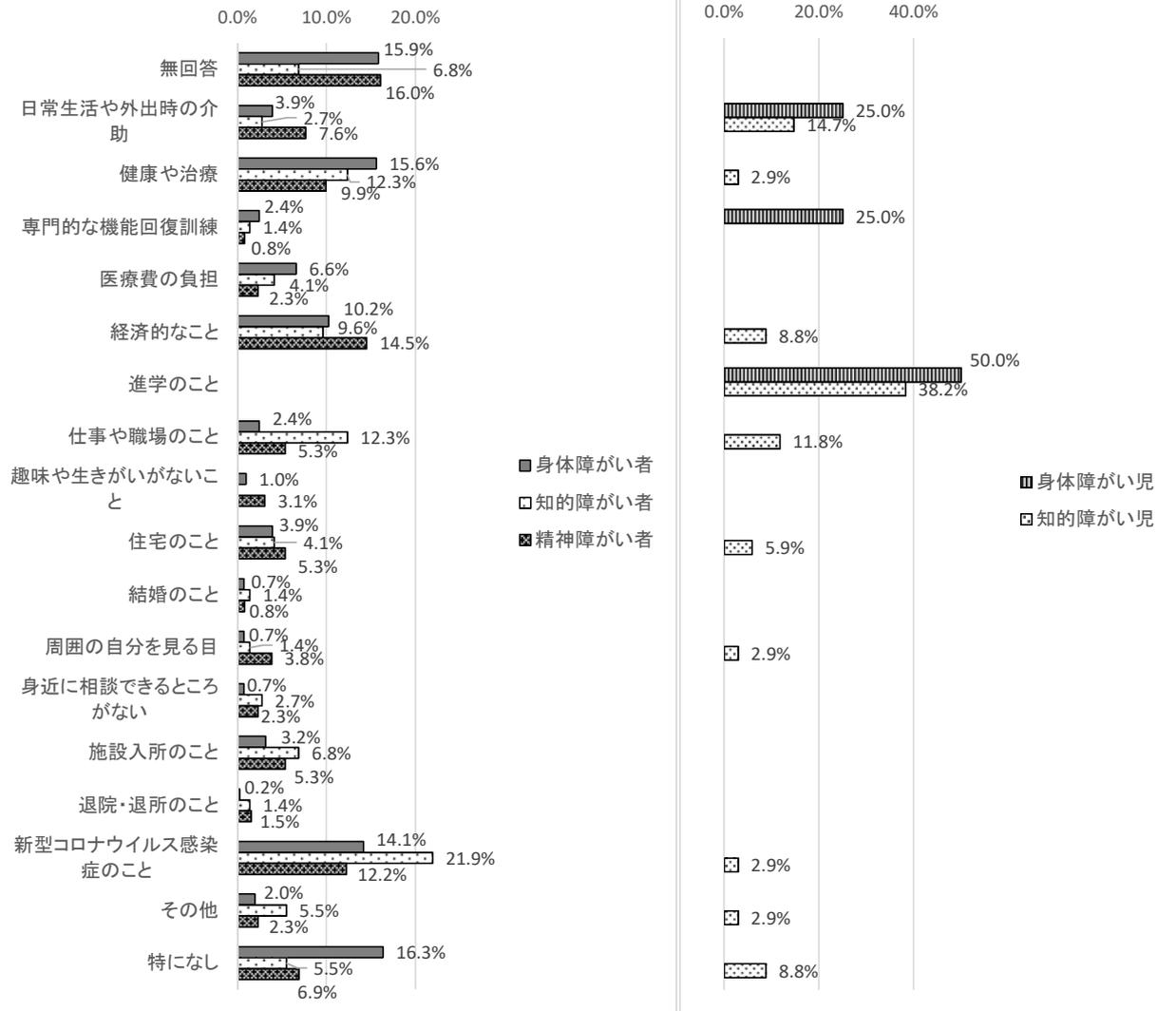
0.0% 50.0% 100.0%



(問17) 現在、特に困っていることや心配していることは何ですか(主なもの2つまで○)。

	無回答	日常生活や外出時の介助	健康や治療	専門的な機能回復訓練	医療費の負担	経済的なこと	進学のこと	仕事や職場のこと	趣味や生きがいがないこと	住宅のこと	結婚のこと	周囲の自分を見る目	身近に相談できる場所がない	施設入所のこと	退院・退所のこと	新型コロナウイルス感染症のこと	その他	特になし	合計
身体障がい者	65	16	64	10	27	42	0	10	4	16	3	3	3	13	1	58	8	67	410
	15.9%	3.9%	15.6%	2.4%	6.6%	10.2%	0.0%	2.4%	1.0%	3.9%	0.7%	0.7%	0.7%	3.2%	0.2%	14.1%	2.0%	16.3%	
知的障がい者	5	2	9	1	3	7	0	9	0	3	1	1	2	5	1	16	4	4	73
	6.8%	2.7%	12.3%	1.4%	4.1%	9.6%	0.0%	12.3%	0.0%	4.1%	1.4%	1.4%	2.7%	6.8%	1.4%	21.9%	5.5%	5.5%	
精神障がい者	21	10	13	1	3	19	0	7	4	7	1	5	3	7	2	16	3	9	131
	16.0%	7.6%	9.9%	0.8%	2.3%	14.5%	0.0%	5.3%	3.1%	5.3%	0.8%	3.8%	2.3%	5.3%	1.5%	12.2%	2.3%	6.9%	
身体障がい児	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	5	1	0	0	3	13	4	0	2	0	1	0	0	0	1	1	3	34
	0.0%	14.7%	2.9%	0.0%	0.0%	8.8%	38.2%	11.8%	0.0%	5.9%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	2.9%	8.8%	

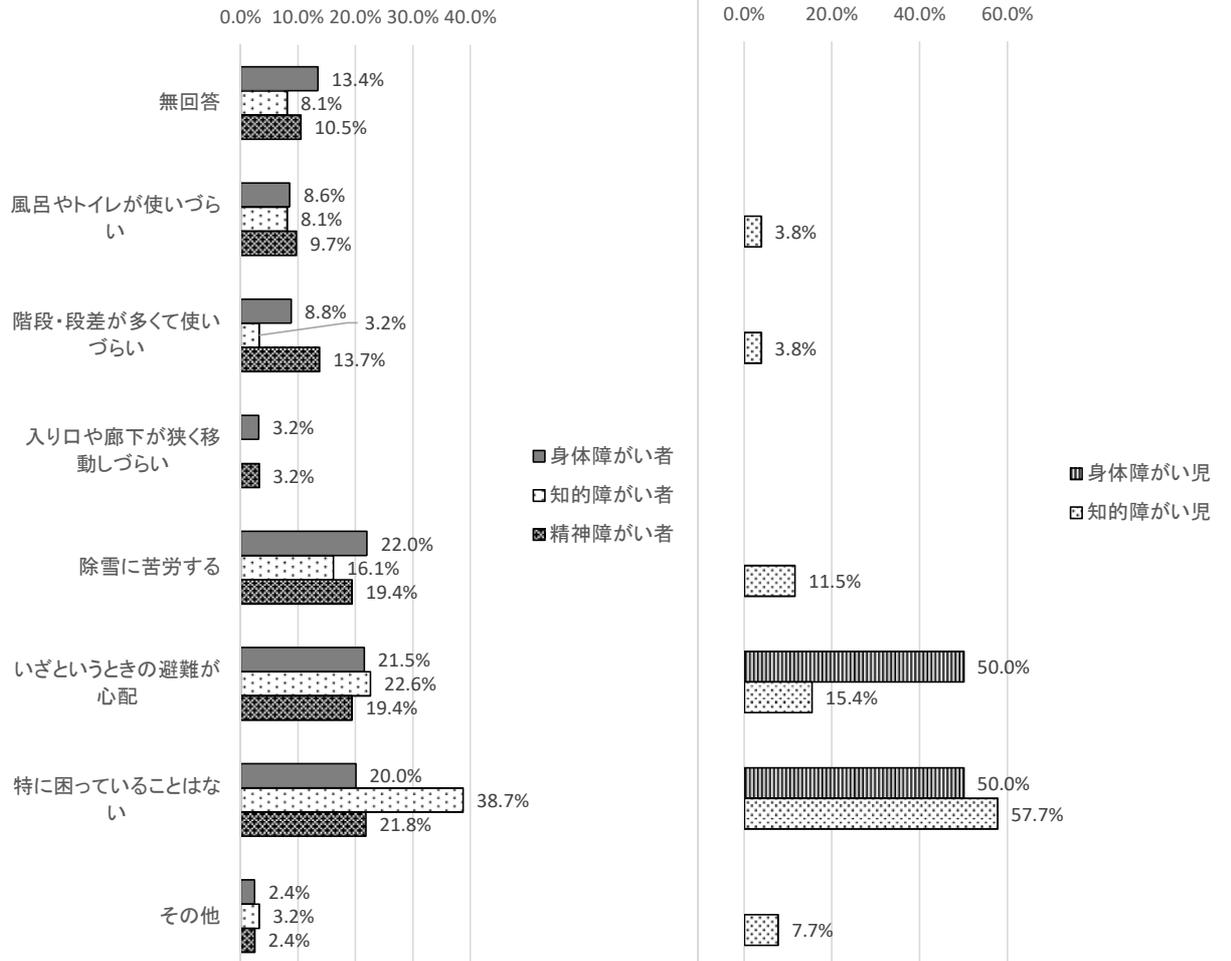
## 困っていること、心配していること



(問18) 現在、住まいのことで困っていることは何ですか  
(あてはまるものすべてに○、施設入所中の方は実家の状態をお答えください)。

	無回答	風呂やトイレが使いづらい	階段・段差が多くて使いづらい	入り口や廊下が狭く移動しづらい	除雪に苦労する	いざというときの避難が心配	特に困っていることはない	その他	合計
身体障がい者	55	35	36	13	90	88	82	10	409
知的障がい者	5	5	2	0	10	14	24	2	62
精神障がい者	13	12	17	4	24	24	27	3	124
身体障がい児	0	0	0	0	0	1	1	0	2
知的障がい児	0	1	1	0	3	4	15	2	26
	13.4%	8.6%	8.8%	3.2%	22.0%	21.5%	20.0%	2.4%	
	8.1%	8.1%	3.2%	0.0%	16.1%	22.6%	38.7%	3.2%	
	10.5%	9.7%	13.7%	3.2%	19.4%	19.4%	21.8%	2.4%	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	
	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	11.5%	15.4%	57.7%	7.7%	

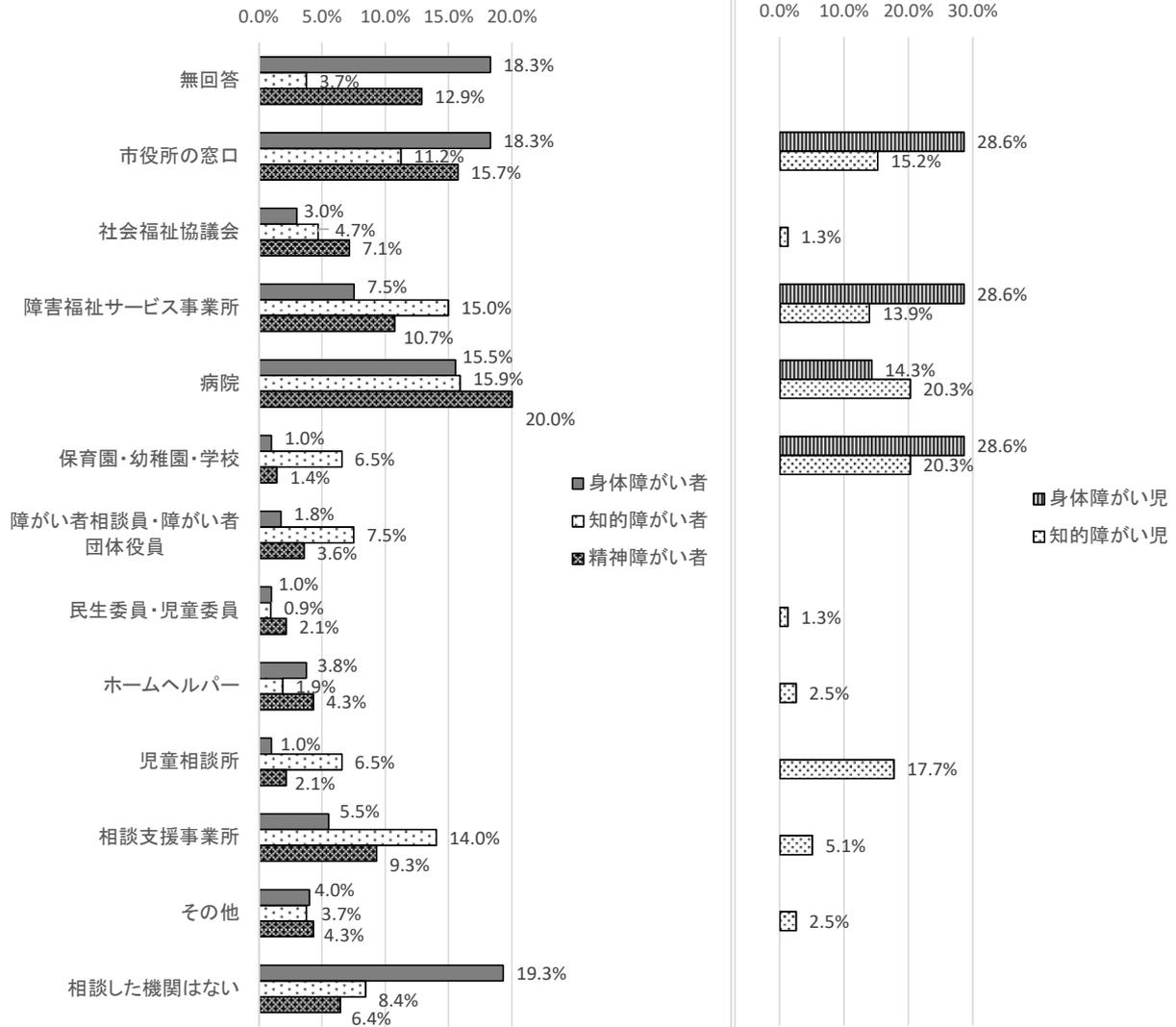
### 住まいのことで困っていること



(問19) 障がいや生活などの相談をしたことがある機関等がありますか (あてはまるものすべてに○)。

	無回答	市役所の窓口	社会福祉協議会	障害福祉サービス事業所	病院	保育園・幼稚園・学校	障がい者相談員・障がい者団体役員	民生委員・児童委員	ホームヘルパー	児童相談所	相談支援事業所	その他	相談した機関はない	合計
身体障がい者	73	73	12	30	62	4	7	4	15	4	22	16	77	399
	18.3%	18.3%	3.0%	7.5%	15.5%	1.0%	1.8%	1.0%	3.8%	1.0%	5.5%	4.0%	19.3%	
知的障がい者	4	12	5	16	17	7	8	1	2	7	15	4	9	107
	3.7%	11.2%	4.7%	15.0%	15.9%	6.5%	7.5%	0.9%	1.9%	6.5%	14.0%	3.7%	8.4%	
精神障がい者	18	22	10	15	28	2	5	3	6	3	13	6	9	140
	12.9%	15.7%	7.1%	10.7%	20.0%	1.4%	3.6%	2.1%	4.3%	2.1%	9.3%	4.3%	6.4%	
身体障がい児	0	2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	7
	0.0%	28.6%	0.0%	28.6%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	12	1	11	16	16	0	1	2	14	4	2	0	79
	0.0%	15.2%	1.3%	13.9%	20.3%	20.3%	0.0%	1.3%	2.5%	17.7%	5.1%	2.5%	0.0%	

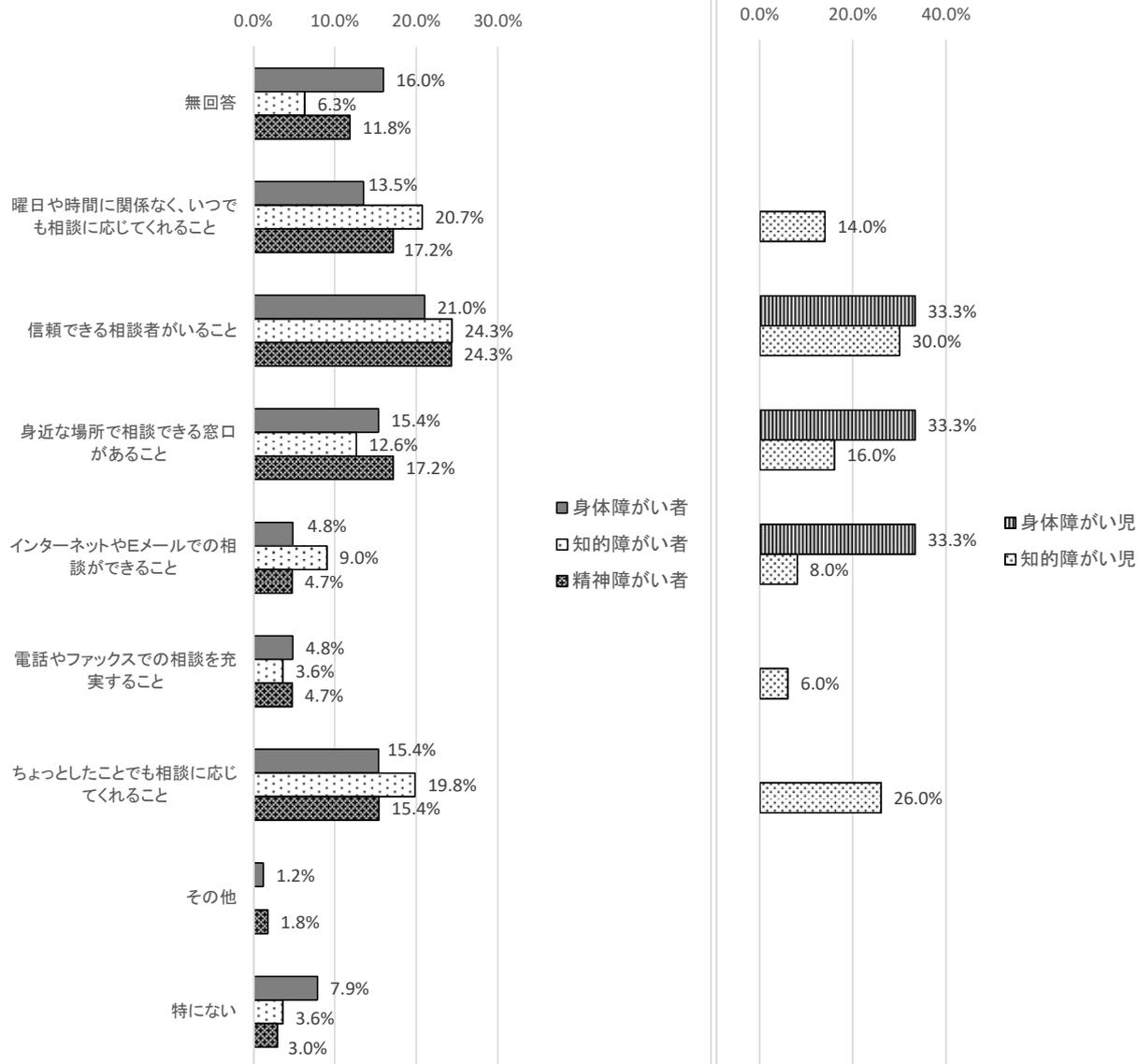
### 相談をしたことがある機関



(問20) 相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか (あてはまるものすべてに○)。

	無回答	で曜日や時間に 相談できる関係 なく、ことつ 信頼できる相談 者がいること	身近な場所 があること	インターネット やEメールで 相談できること	電話やファクス での相談を 充実すること	ちよつとしたこと でも相談に 応じてくれること	その他	特にな い	合計	
身体障がい者	79	67	104	76	24	24	76	6	39	495
	16.0%	13.5%	21.0%	15.4%	4.8%	4.8%	15.4%	1.2%	7.9%	
知的障がい者	7	23	27	14	10	4	22	0	4	111
	6.3%	20.7%	24.3%	12.6%	9.0%	3.6%	19.8%	0.0%	3.6%	
精神障がい者	20	29	41	29	8	8	26	3	5	169
	11.8%	17.2%	24.3%	17.2%	4.7%	4.7%	15.4%	1.8%	3.0%	
身体障がい児	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	7	15	8	4	3	13	0	0	50
	0.0%	14.0%	30.0%	16.0%	8.0%	6.0%	26.0%	0.0%	0.0%	

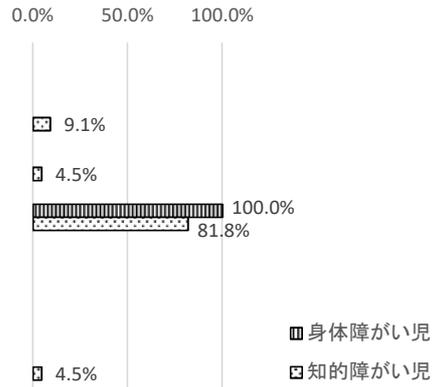
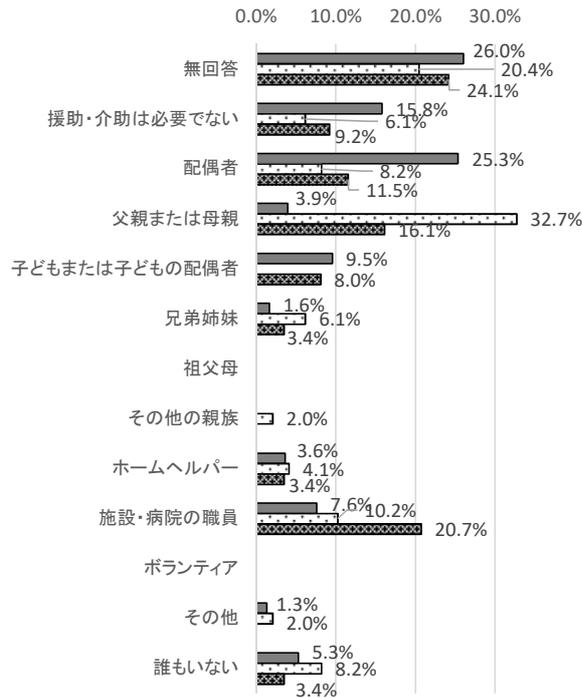
### 相談しやすい体制づくりのために必要なこと



(問21) くだん、主に援助・介助しているのはどなたですか(あてはまるもの1つに○)。

	無回答	援助・介助は必要でない	配偶者	父親または母親	子どもまたは子ども配偶者	兄弟姉妹	祖父母	その他の親族	ホームヘルパー	施設・病院の職員	ボランティア	その他	誰もいない	合計
身体障がい者	79	48	77	12	29	5	0	0	11	23	0	4	16	304
	26.0%	15.8%	25.3%	3.9%	9.5%	1.6%	0.0%	0.0%	3.6%	7.6%	0.0%	1.3%	5.3%	
知的障がい者	10	3	4	16	0	3	0	1	2	5	0	1	4	49
	20.4%	6.1%	8.2%	32.7%	0.0%	6.1%	0.0%	2.0%	4.1%	10.2%	0.0%	2.0%	8.2%	
精神障がい者	21	8	10	14	7	3	0	0	3	18	0	0	3	87
	24.1%	9.2%	11.5%	16.1%	8.0%	3.4%	0.0%	0.0%	3.4%	20.7%	0.0%	0.0%	3.4%	
身体障がい児	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
知的障がい児	0	2	1	18	0	0	1	0	0	0	0	0	0	22
	0.0%	9.1%	4.5%	81.8%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

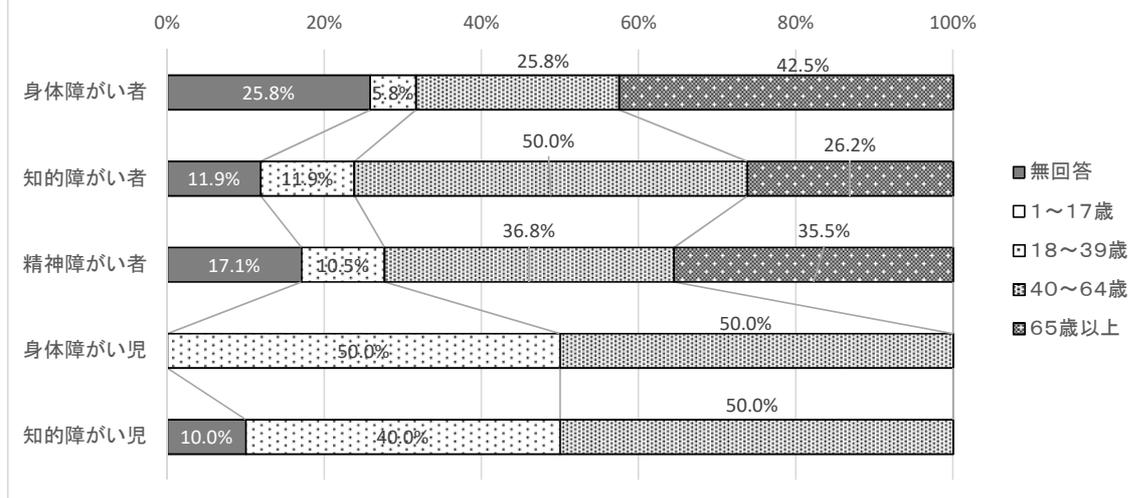
### 主に援助・介助している方



(問22) 主な介助者は何歳ですか(1つに○)。

	無回答	1 5 1 7 歳	1 8 5 3 9 歳	4 0 5 6 4 歳	6 5 歳 以上	合計
身体障がい者	62	0	14	62	102	240
知的障がい者	5	0	5	21	11	42
精神障がい者	13	0	8	28	27	76
身体障がい児	0	0	1	1	0	2
知的障がい児	2	0	8	10	0	20

### 主な介助者の年齢

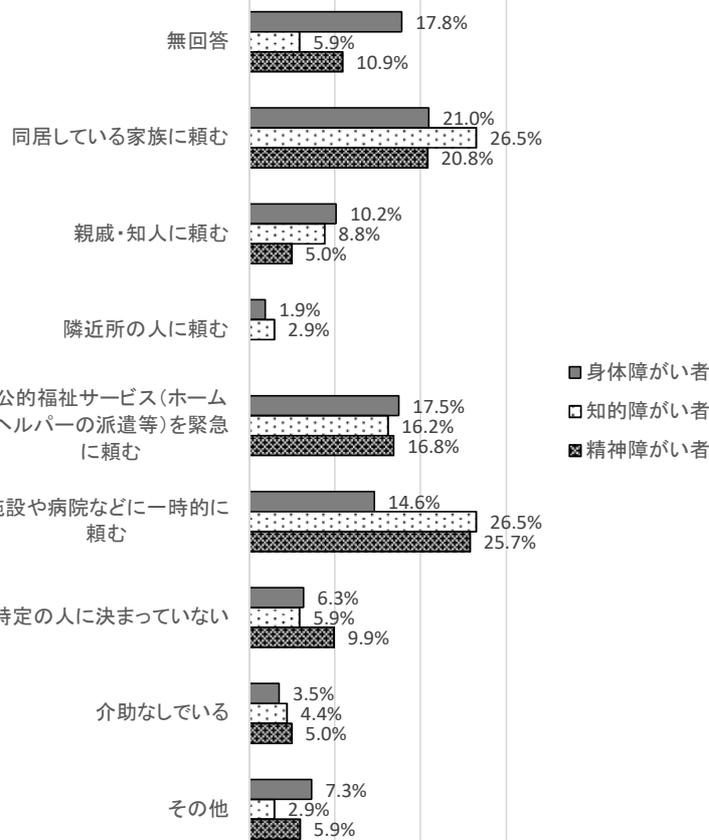


(問23) 主な介助者が万が一急病、急用、事故などで、介助ができなくなった場合、どのようにされていますか。これまで、そのようなことがなかった方は今後のことを想定してお答えください(あてはまるものすべてに○)。

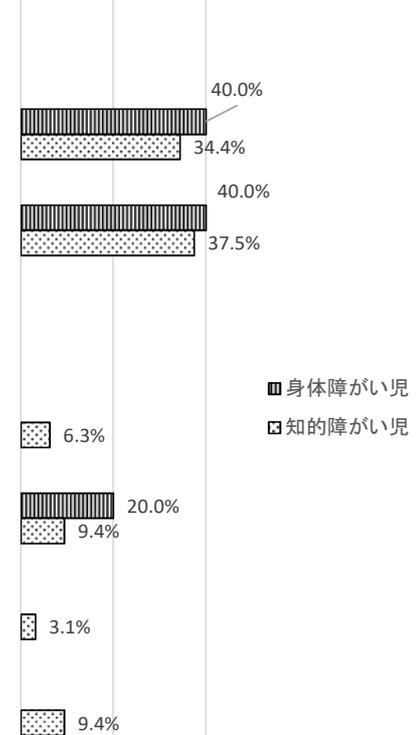
	無回答	同居している家族に頼む	親戚・知人に頼む	隣近所の人に頼む	公的福祉サービス(ホームヘルパーの派遣等)を緊急に頼む	施設や病院などに一時的に頼む	特定の人に決まっていない	介助なしでいる	その他	合計
身体障がい者	56 17.8%	66 21.0%	32 10.2%	6 1.9%	55 17.5%	46 14.6%	20 6.3%	11 3.5%	23 7.3%	315
知的障がい者	4 5.9%	18 26.5%	6 8.8%	2 2.9%	11 16.2%	18 26.5%	4 5.9%	3 4.4%	2 2.9%	68
精神障がい者	11 10.9%	21 20.8%	5 5.0%	0 0.0%	17 16.8%	26 25.7%	10 9.9%	5 5.0%	6 5.9%	101
身体障がい児	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5
知的障がい児	0 0.0%	11 34.4%	12 37.5%	0 0.0%	2 6.3%	3 9.4%	1 3.1%	3 9.4%	0 0.0%	32

### 介助者が介助できない場合

0.0% 10.0% 20.0% 30.0%



0.0% 20.0% 40.0%

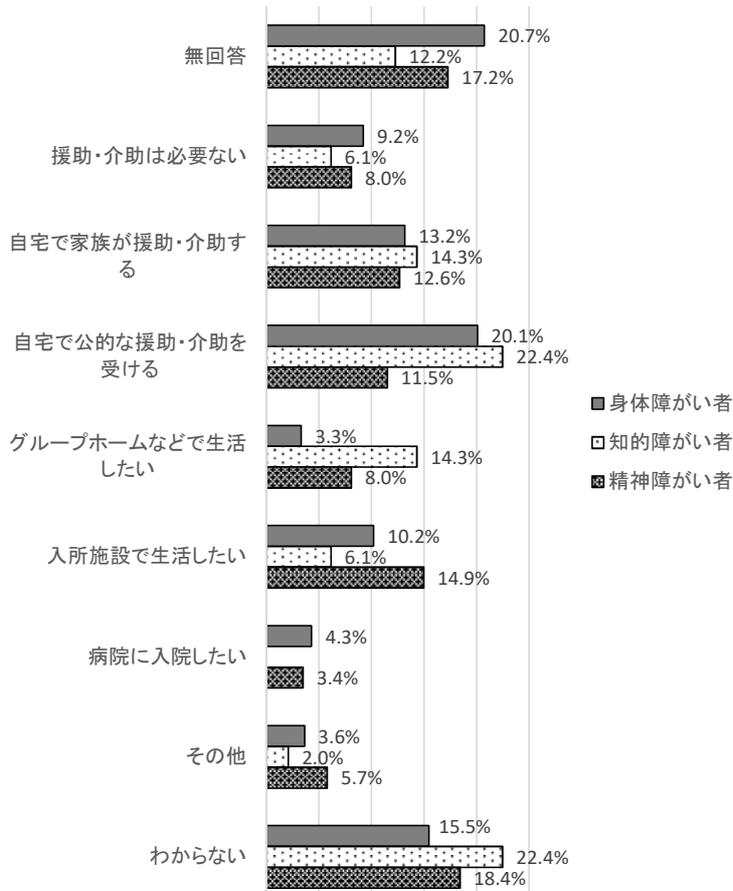


(問24) 今後どのような援助・介助を希望しますか(主なもの1つに○)。

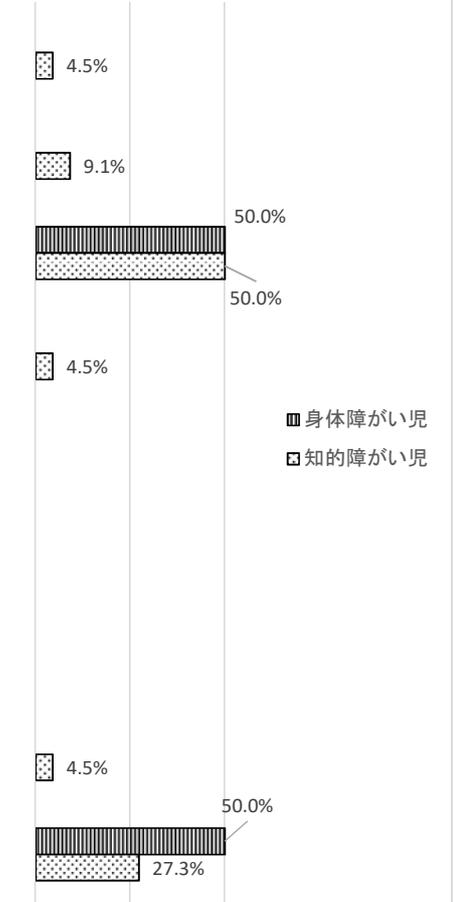
	無回答	援助・介助は必要ない	自宅で家族が援助・介助する	自宅で公的な援助・介助を受ける	グループホームなどで生活したい	入所施設で生活したい	病院に入院したい	その他	わからない	合計
身体障がい者	63 20.7%	28 9.2%	40 13.2%	61 20.1%	10 3.3%	31 10.2%	13 4.3%	11 3.6%	47 15.5%	304
知的障がい者	6 12.2%	3 6.1%	7 14.3%	11 22.4%	7 14.3%	3 6.1%	0 0.0%	1 2.0%	11 22.4%	49
精神障がい者	15 17.2%	7 8.0%	11 12.6%	10 11.5%	7 8.0%	13 14.9%	3 3.4%	5 5.7%	16 18.4%	87
身体障がい児	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2
知的障がい児	1 4.5%	2 9.1%	11 50.0%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.5%	6 27.3%	22

### 今後希望する援助・介助

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0%



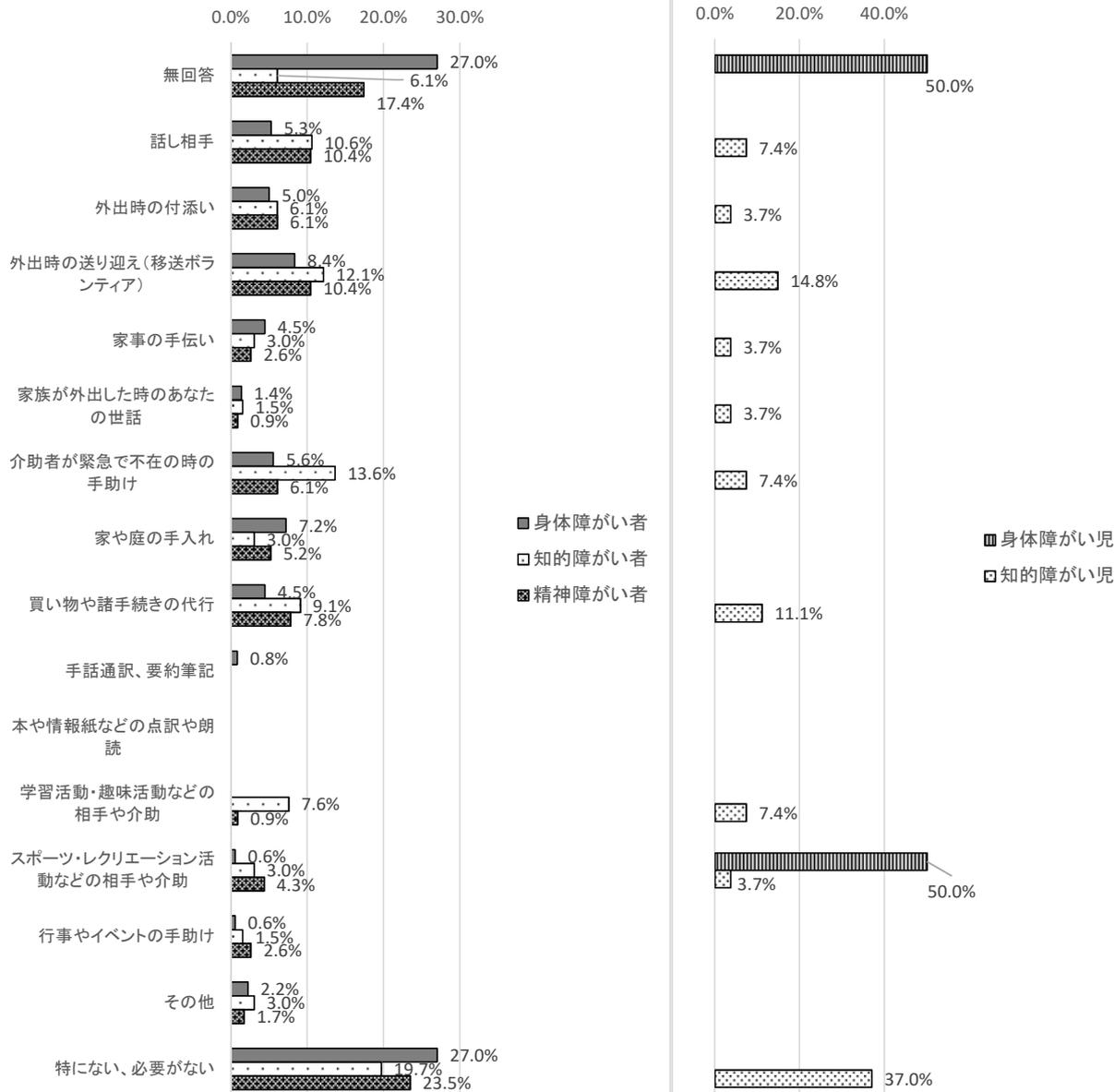
0.0% 25.0% 50.0%



(問25) ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいことは何ですか(主なものを2つまで○)。

	無回答	話し相手	外出時の付添い	外出時の送り迎え(移送ボランティア)	家事の手伝い	家族が外出した時のあなたの世話	介助者が緊急で不在の時の手助け	家や庭の手入れ	買い物や諸手続きの代行	手話通訳、要約筆記	本や情報紙などの点訳や朗読	学習活動・趣味活動などの相手や介助	スポーツ・レクリエーション活動などの相手や介助	行事やイベントの手助け	その他	特にない、必要がない	合計
身体障がい者	97	19	18	30	16	5	20	26	16	3	0	0	2	2	8	97	359
知的障がい者	4	7	4	8	2	1	9	2	6	0	0	5	2	1	2	13	66
精神障がい者	20	12	7	12	3	1	7	6	9	0	0	1	5	3	2	27	115
身体障がい児	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
知的障がい児	0	2	1	4	1	1	2	0	3	0	0	2	1	0	0	10	27
	27.0%	5.3%	5.0%	8.4%	4.5%	1.4%	5.6%	7.2%	4.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	2.2%	27.0%	
	6.1%	10.6%	6.1%	12.1%	3.0%	1.5%	13.6%	3.0%	9.1%	0.0%	0.0%	7.6%	3.0%	1.5%	3.0%	19.7%	
	17.4%	10.4%	6.1%	10.4%	2.6%	0.9%	6.1%	5.2%	7.8%	0.0%	0.0%	0.9%	4.3%	2.6%	1.7%	23.5%	
	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	0.0%	7.4%	3.7%	14.8%	3.7%	3.7%	7.4%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	7.4%	3.7%	0.0%	0.0%	37.0%	

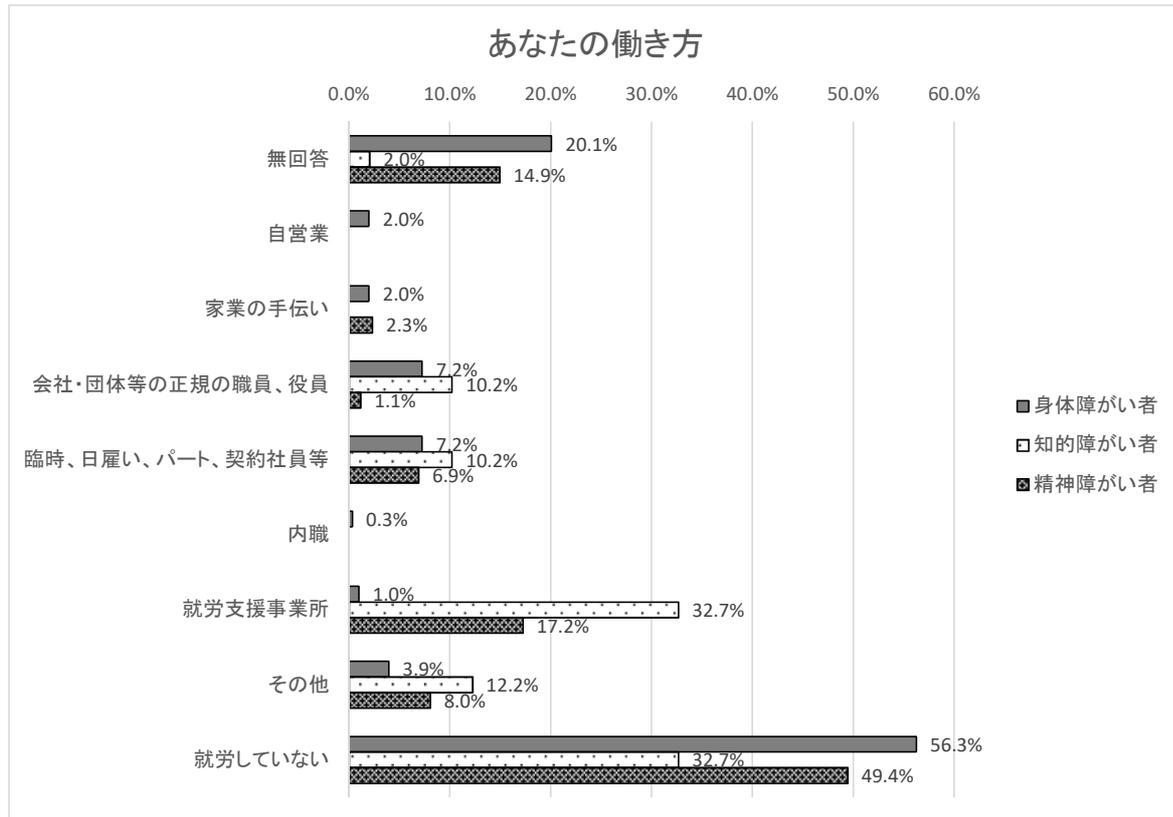
ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいこと



<障がい者項目>

(問26)あなたの働き方は次のどれでしょうか(あてはまるもの1つに○)。

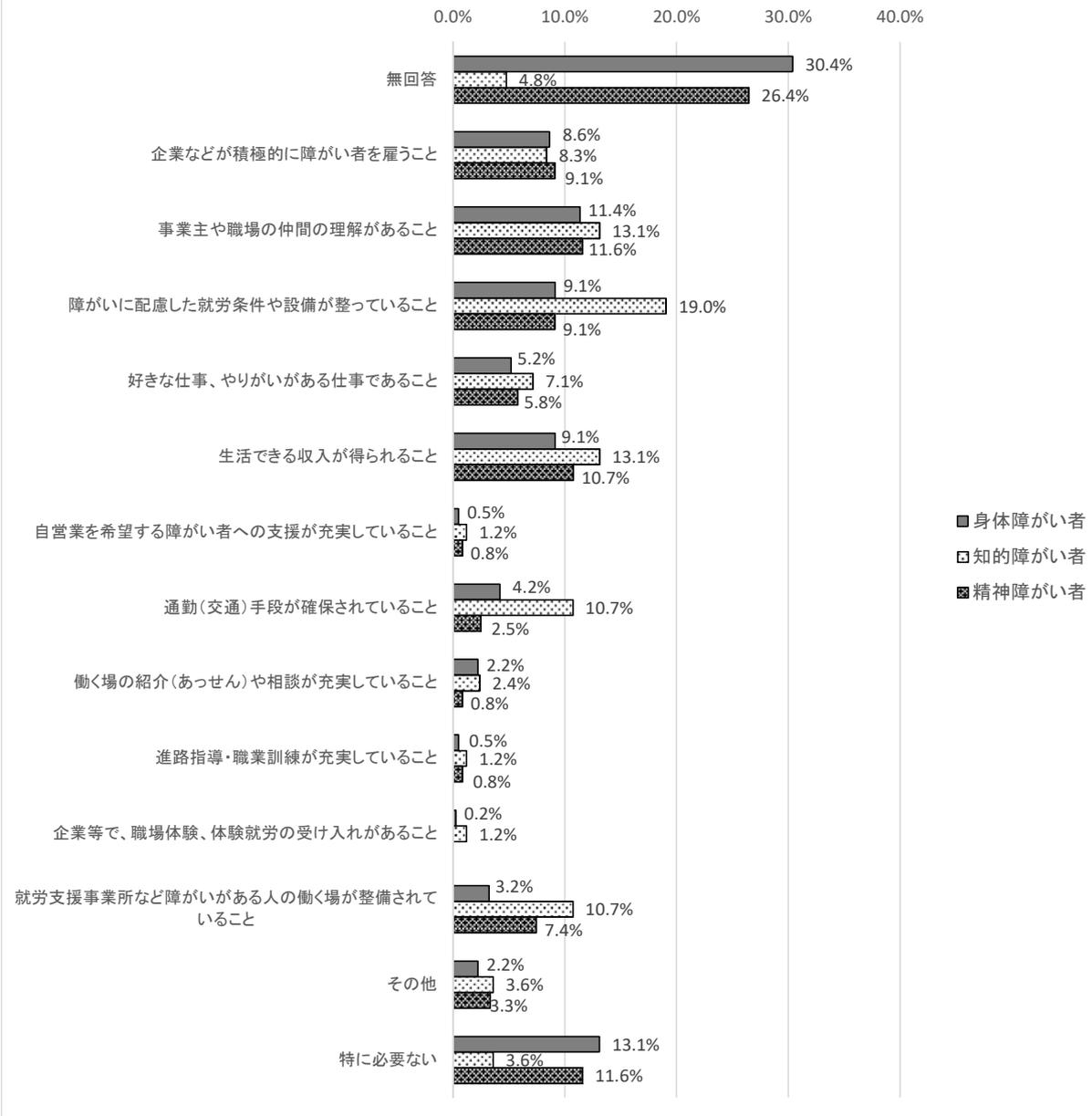
	無回答	自営業	家業の手伝い	会社・団体等の正規の職員、役員	臨時、日雇い、パート、契約社員等	内職	就労支援事業所	その他	就労していない	合計
身体障がい者	61 20.1%	6 2.0%	6 2.0%	22 7.2%	22 7.2%	1 0.3%	3 1.0%	12 3.9%	171 56.3%	304
知的障がい者	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 10.2%	5 10.2%	0 0.0%	16 32.7%	6 12.2%	16 32.7%	49
精神障がい者	13 14.9%	0 0.0%	2 2.3%	1 1.1%	6 6.9%	0 0.0%	15 17.2%	7 8.0%	43 49.4%	87



(問27)働くうえで必要な条件は次のどれですか(主なもの2つまで○)。

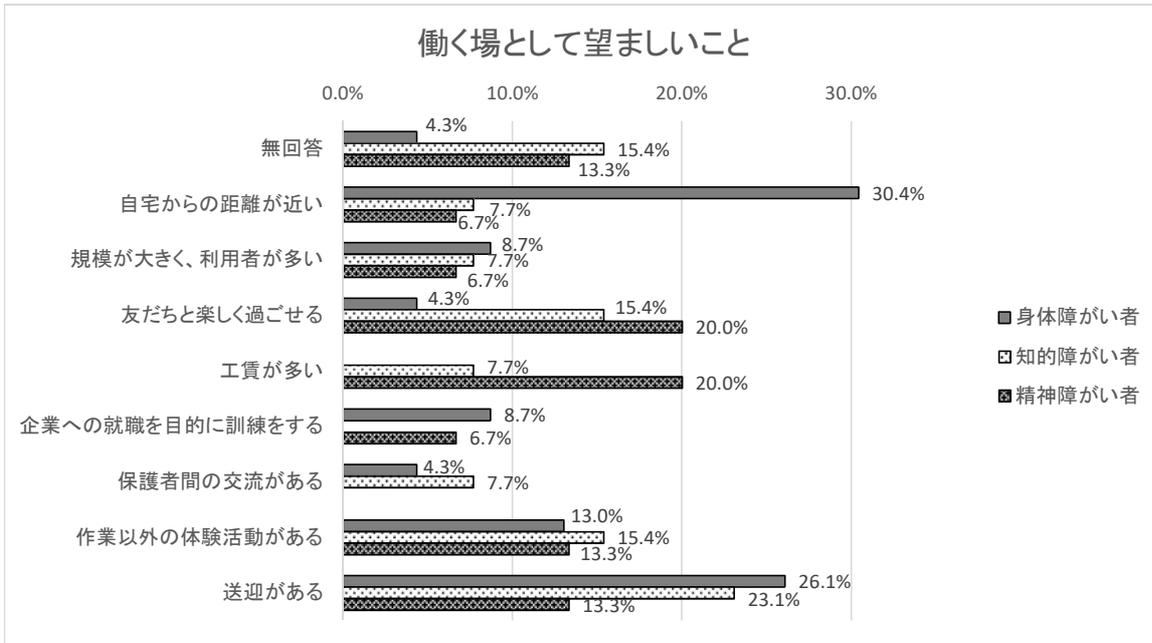
	無回答	企業などが積極的に障がい者を雇うこと	事業主や職場の仲間の理解があること	障がい者に配慮した就労条件や設備が整っていること	好きな仕事、やりがいがある仕事であること	生活できる収入が得られること	自営業を希望する障がい者への支援が充実していること	通勤(交通)手段が確保されていること	働く場の紹介(あっせん)や相談が充実していること	進路指導・職業訓練が充実していること	企業等で、職場体験、体験就労の受け入れがあること	人の働く場が整備されていること	就労支援事業所など障がいがある	その他	特に必要ない	合計
身体障がい者	123 30.4%	35 8.6%	46 11.4%	37 9.1%	21 5.2%	37 9.1%	2 0.5%	17 4.2%	9 2.2%	2 0.5%	1 0.2%	13 3.2%	9 2.2%	53 13.1%	405	
知的障がい者	4 4.8%	7 8.3%	11 13.1%	16 19.0%	6 7.1%	11 13.1%	1 1.2%	9 10.7%	2 2.4%	1 1.2%	1 1.2%	9 10.7%	3 3.6%	3 3.6%	84	
精神障がい者	32 26.4%	11 9.1%	14 11.6%	11 9.1%	7 5.8%	13 10.7%	1 0.8%	3 2.5%	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	9 7.4%	4 3.3%	14 11.6%	121	

### 働くうえで必要な条件



(問28) 【問27で「就労支援事業所など障がいがある人の働く場が整備されていること」に○をつけた方】どのような場が望ましいですか(優先すべきものを2つまで選択)。

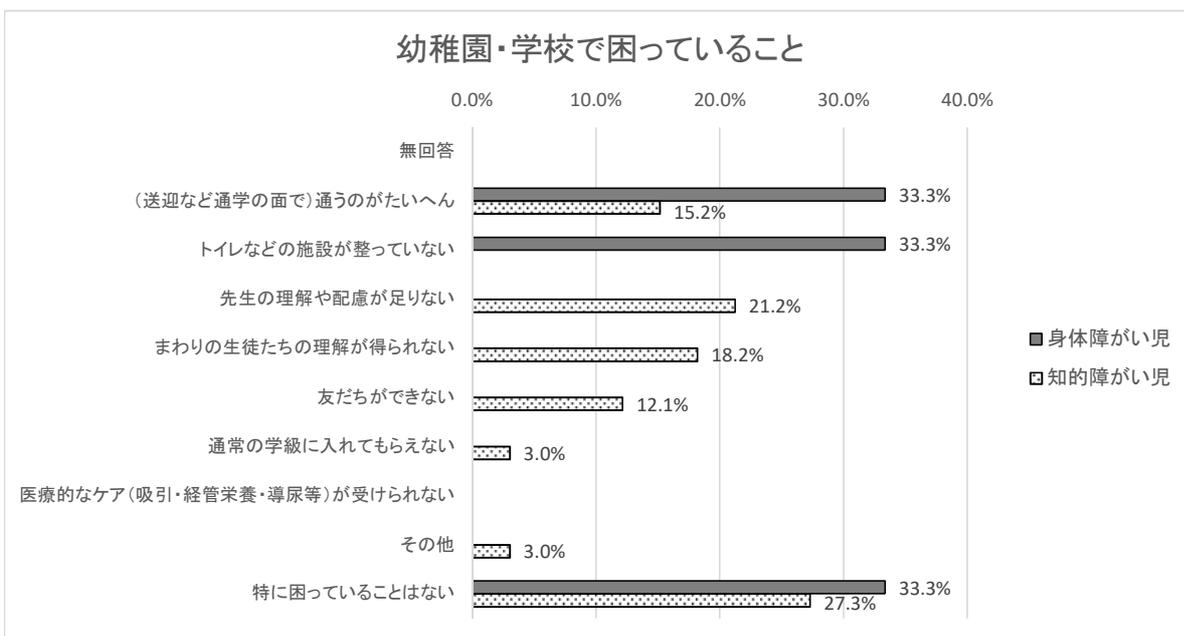
	無回答	自宅からの距離が近い	規模が大きく、利用者が多い	友だちと楽しく過ごせる	工賃が多い	企業への就職を目的に訓練をする	保護者間の交流がある	作業以外の体験活動がある	送迎がある	合計
身体障がい者	1	7	2	1	0	2	1	3	6	23
	4.3%	30.4%	8.7%	4.3%	0.0%	8.7%	4.3%	13.0%	26.1%	
知的障がい者	2	1	1	2	1	0	1	2	3	13
	15.4%	7.7%	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%	7.7%	15.4%	23.1%	
精神障がい者	2	1	1	3	3	1	0	2	2	15
	13.3%	6.7%	6.7%	20.0%	20.0%	6.7%	0.0%	13.3%	13.3%	



<障がい児項目>

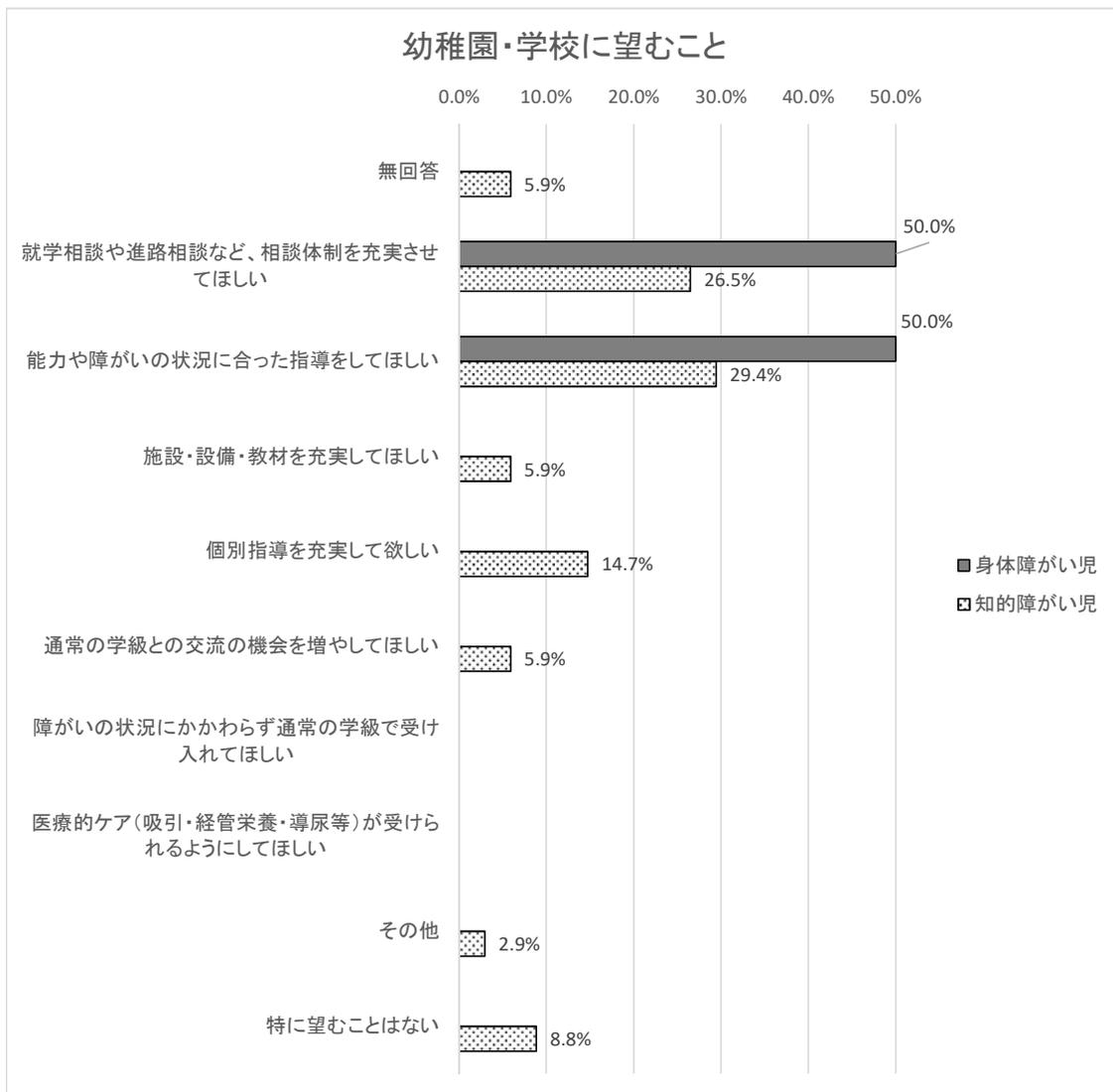
(問29) 幼稚園・学校などに通っていて困ったこと、困っていることはありますか  
(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	(送迎など通学の面で)通うのがたいへん	トイレなどの施設が整っていない	先生の理解や配慮が足りない	まわりの生徒たちの理解が得られない	友だちができない	通常の学級に入れてもらえない	医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられない	その他	特に困っていることはない	合計
身体障がい児	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3
知的障がい児	0	5	0	7	6	4	1	0	1	9	33
	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	
	0.0%	15.2%	0.0%	21.2%	18.2%	12.1%	3.0%	0.0%	3.0%	27.3%	



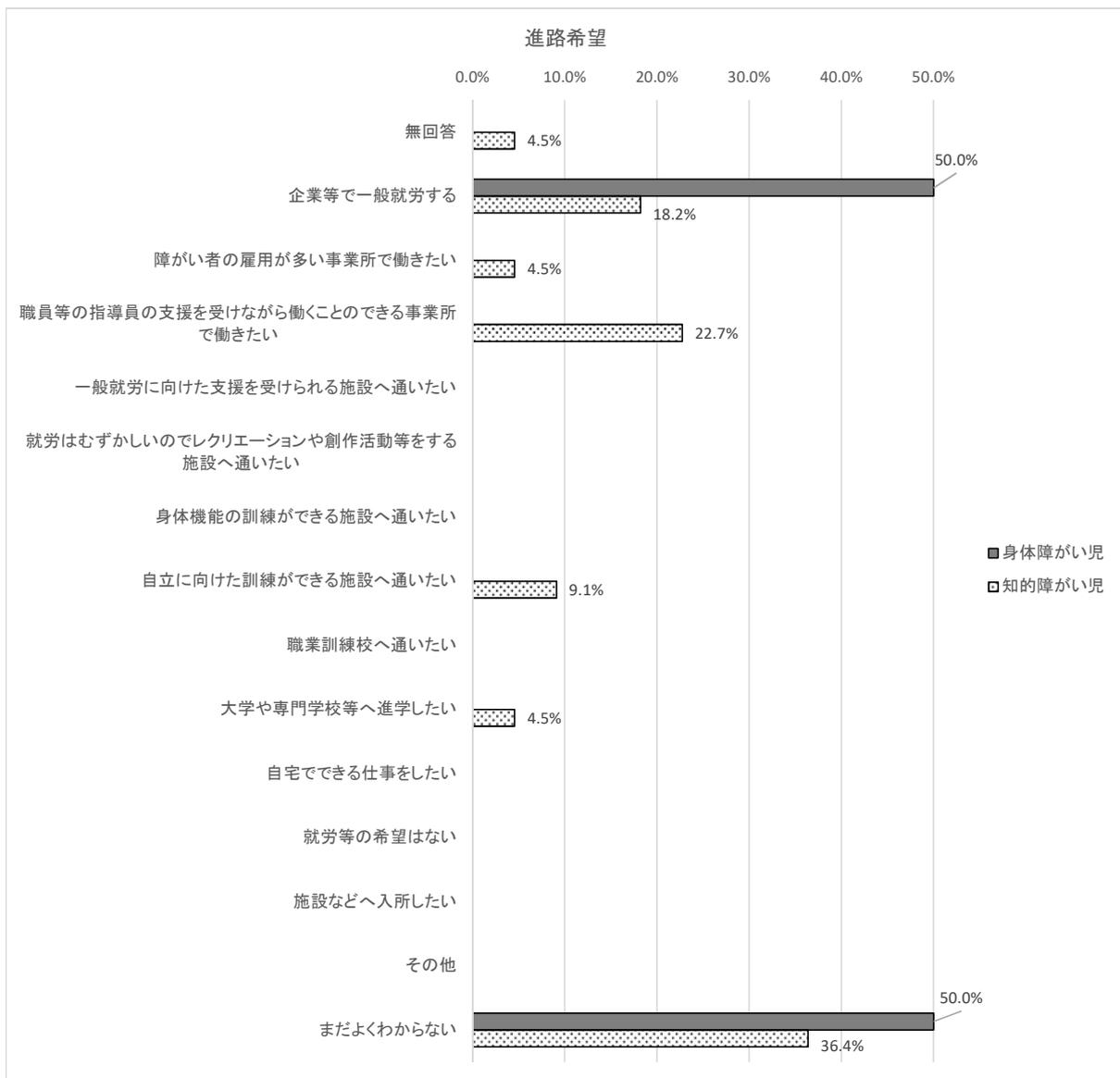
(問30) 幼稚園・学校に望むことはどのようなことですか(特に優先度の高いもの2つに○)。

	無回答	就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい	能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい	施設・設備・教材を充実してほしい	個別指導を充実して欲しい	通常の学級との交流の機会を増やしてほしい	障がいの状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	医療的ケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられるようにしてほしい	その他	特に望むことはない	合計
身体障がい児	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4
知的障がい児	2	9	10	2	5	2	0	0	1	3	34
	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	5.9%	26.5%	29.4%	5.9%	14.7%	5.9%	0.0%	0.0%	2.9%	8.8%	



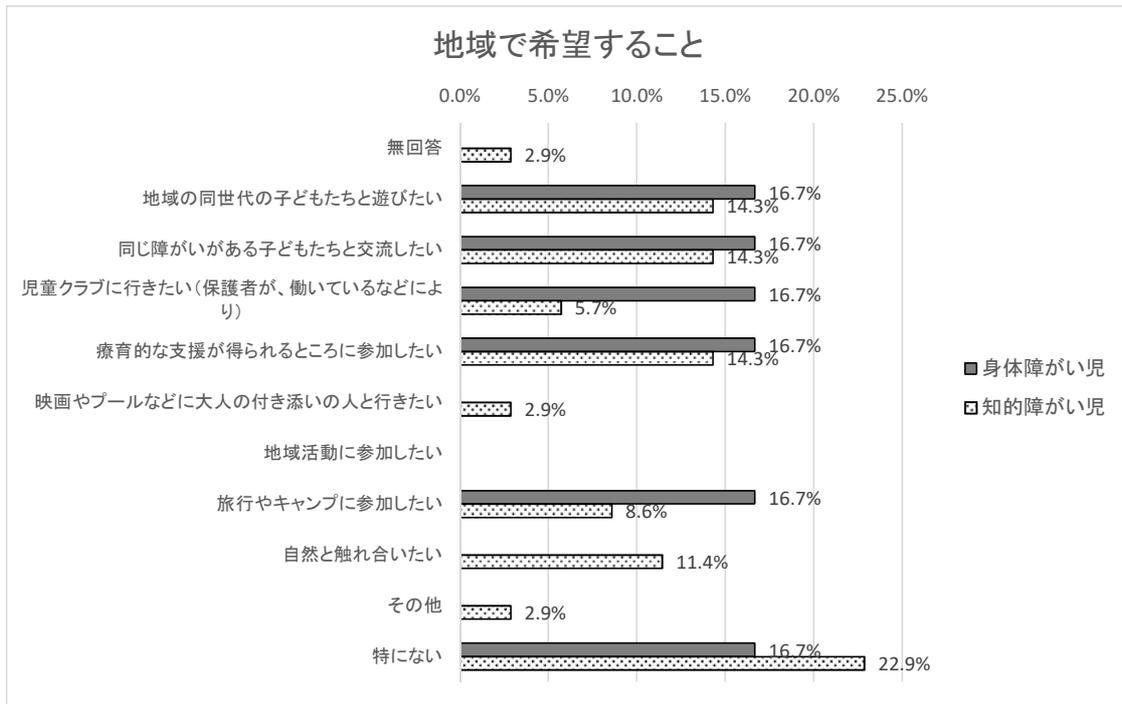
(問31) 将来、どのような進路を希望しますか(主なもの1つに○)。

	無回答	企業等で一般就労する	障がい者の雇用が多い事業所で働きたい	職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働きたい	一般就労に向けた支援を受けられる施設へ通いたい	就労はむずかしいのでレクリエーションや創作活動等をする施設へ通いたい	身体機能の訓練ができる施設へ通いたい	自立に向けた訓練ができる施設へ通いたい	職業訓練校へ通いたい	大学や専門学校等へ進学したい	自宅でできる仕事をしたい	就労等の希望はない	施設などへ入所したい	その他	まだよくわからない	合計
身体障がい児	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	
知的障がい児	1	4	1	5	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	8	22
	4.5%	18.2%	4.5%	22.7%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	



(問32)地域でどのようなことを希望しますか(あてはまるものすべてに○)。

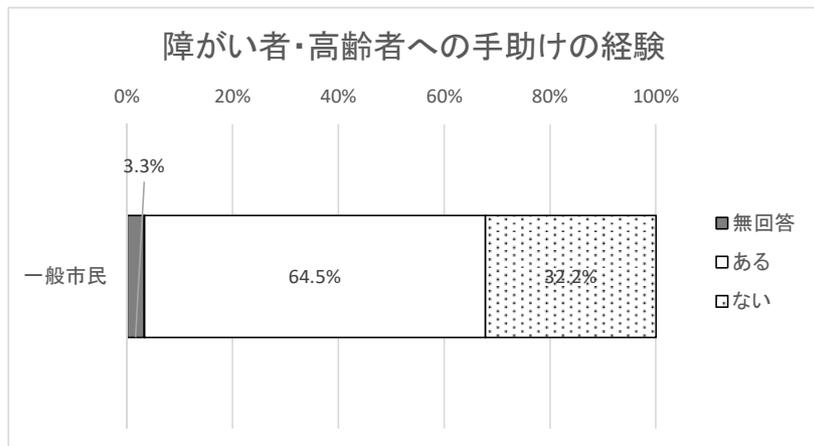
	無回答	地域の同世代の子どもたちと遊びたい	同じ障がいがある子どもたちと交流したい	児童クラブに行きたい(保護者が、働いているなどにより)	療育的な支援が得られるところに参加したい	映画やプールなどに大人の付き添いの人と行きたい	地域活動に参加したい	旅行やキャンプに参加したい	自然と触れ合いたい	その他	特にない	合計
身体障がい児	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	6
知的障がい児	1	5	5	2	5	1	0	3	4	1	8	35
	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	
	2.9%	14.3%	14.3%	5.7%	14.3%	2.9%	0.0%	8.6%	11.4%	2.9%	22.9%	



<一般項目>

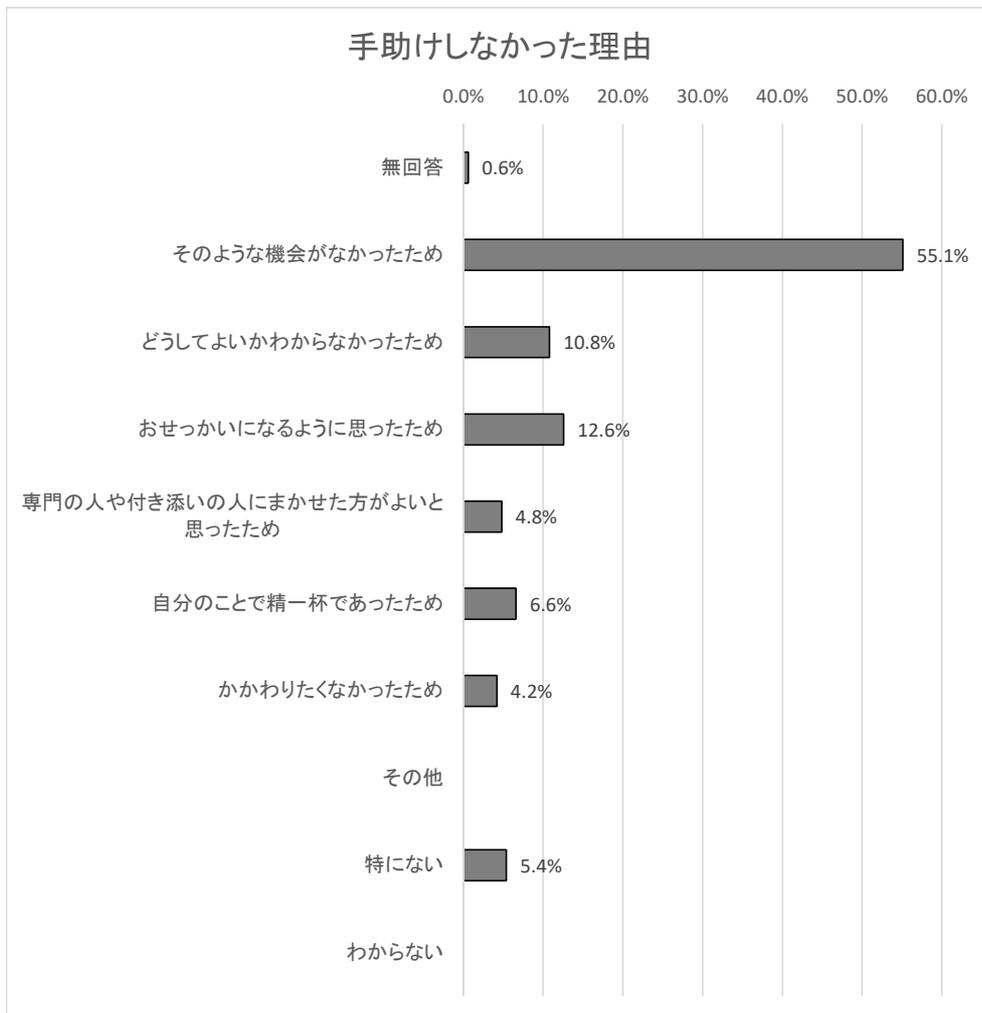
(問33)まちの中や身近なところで障がいのある人や高齢者が困っているときに、話しかけたり、手を貸したりしたことがありますか(どちらかに○)。

	無回答	ある	ない	合計
一般市民	11	216	108	335
	3.3%	64.5%	32.2%	



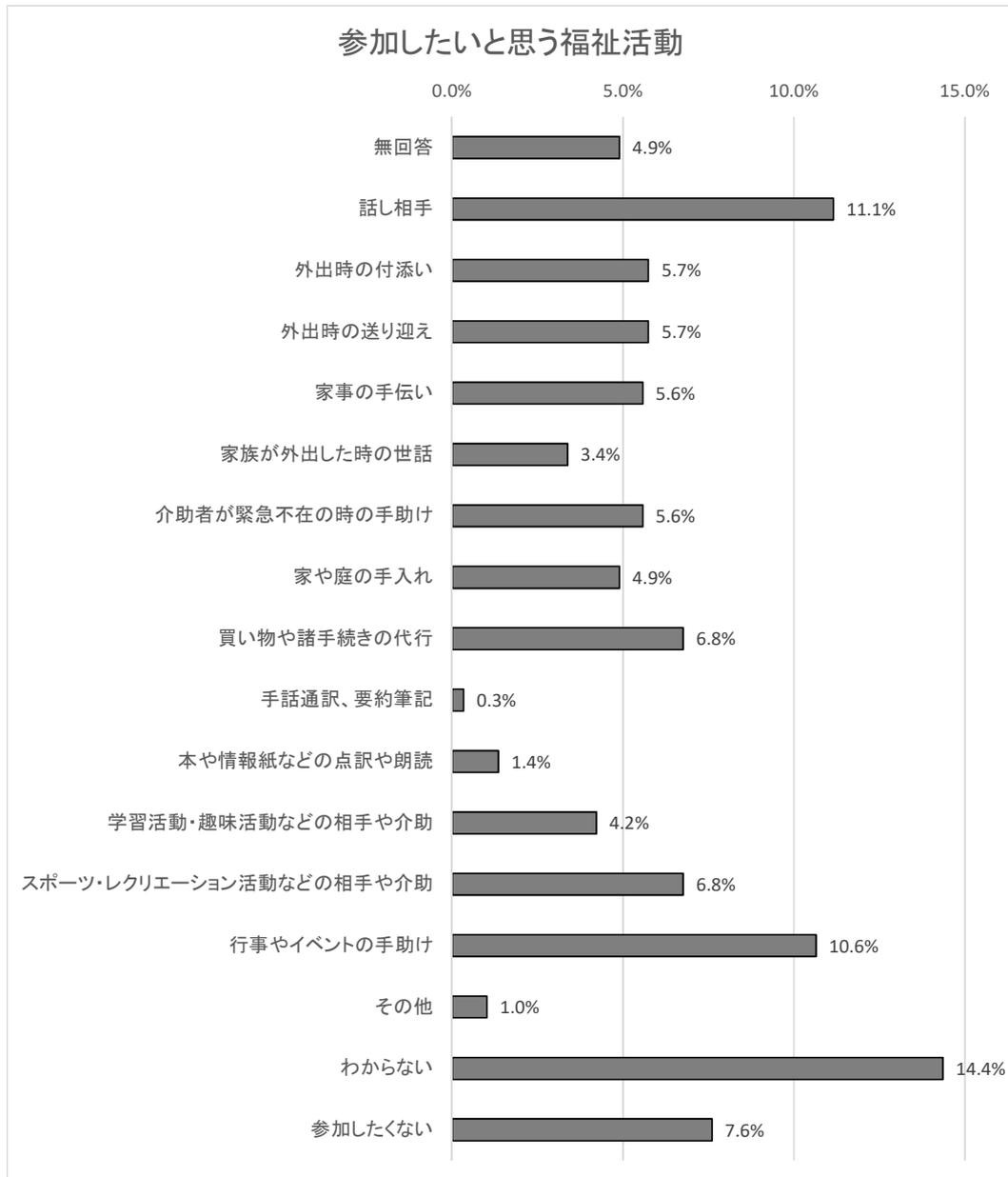
(問34)【問33で「ない」と答えた方】話しかけたり、手を貸したりしたことがないのはなぜですか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	そのような機会がなかったため	どうしてよいかわからなかったため	おせっかいになるように思ったため	専門の人や付き添いの人にまかせた方がよいと思ったため	自分のことで精一杯であったため	かかわりたくなかったため	その他	特にない	わからない	合計
一般市民	1 0.6%	92 55.1%	18 10.8%	21 12.6%	8 4.8%	11 6.6%	7 4.2%	0 0.0%	9 5.4%	0 0.0%	167



(問35) あなたが参加したいと思う福祉活動は次のうちどれですか  
(あてはまるものすべてに○)。

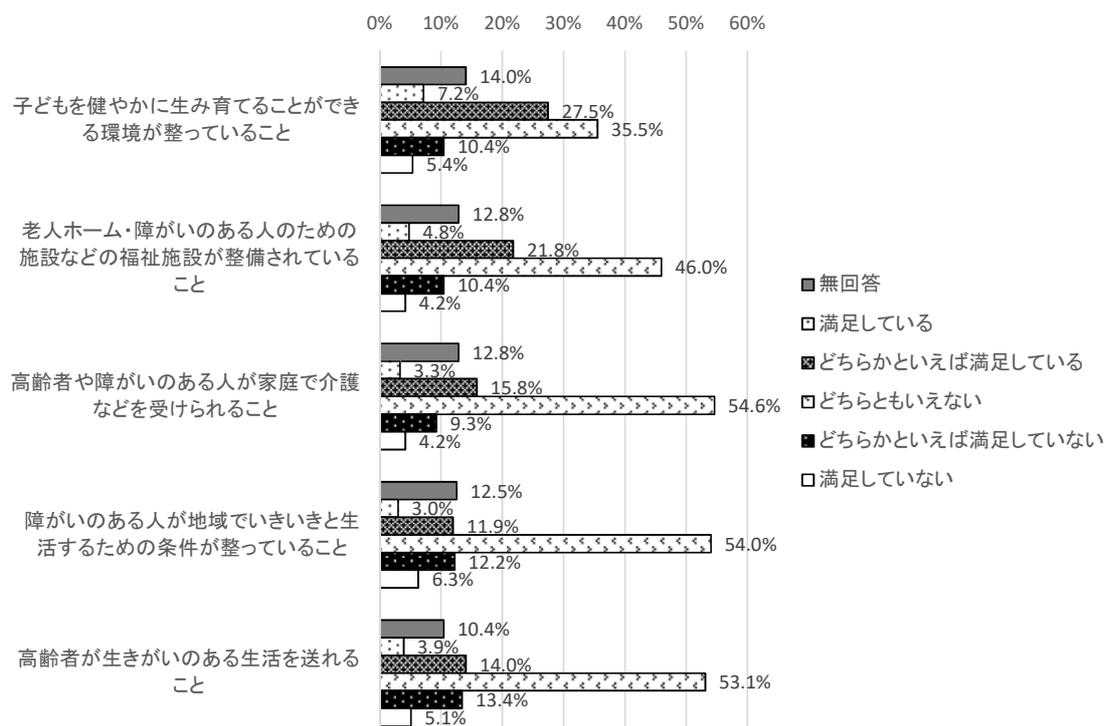
	無回答	話し相手	外出時の付添い	外出時の送り迎え	家事の手伝い	家族が外出した時の世話	介護者が緊急不在の時の手助け	家や庭の手入れ	買い物や諸手続きの代行	手話通訳、要約筆記	本や情報紙などの点訳や朗読	学習活動・趣味活動などの相手や介助	スポーツ・レクリエーション活動などの相手や介助	行事やイベントの手助け	その他	わからない	参加したくない	合計
一般市民	29	66	34	34	33	20	33	29	40	2	8	25	40	63	6	85	45	592
	4.9%	11.1%	5.7%	5.7%	5.6%	3.4%	5.6%	4.9%	6.8%	0.3%	1.4%	4.2%	6.8%	10.6%	1.0%	14.4%	7.6%	



(問36) 苫小牧市での生活は、次のような項目についてどの程度満足ですか  
(それぞれ1つに○)。

一般市民	無回答	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかともいえない	どちらかといえば満足していない	満足していない	合計
子どもを健やかに生み育てることができる環境が整っていること	47	24	92	119	35	18	335
	14.0%	7.2%	27.5%	35.5%	10.4%	5.4%	
老人ホーム・障がいのある人のための施設などの福祉施設が整備されていること	43	16	73	154	35	14	335
	12.8%	4.8%	21.8%	46.0%	10.4%	4.2%	
高齢者や障がいのある人が家庭で介護などを受けられること	43	11	53	183	31	14	335
	12.8%	3.3%	15.8%	54.6%	9.3%	4.2%	
障がいのある人が地域でいきいきと生活するための条件が整っていること	42	10	40	181	41	21	335
	12.5%	3.0%	11.9%	54.0%	12.2%	6.3%	
高齢者が生きがいのある生活を送れること	35	13	47	178	45	17	335
	10.4%	3.9%	14.0%	53.1%	13.4%	5.1%	

### 苫小牧市での生活についての満足度



(問37)市・道・国に望む障がい者施策など、ご自由にご意見をお書きください。

- 就職先の充実化、職業訓練の充実化を希望する。(35歳、身体障がい)
- 緊急電話を取り付けて、体調の悪い時等、親切に対応してくれてとても助かります。(82歳、身体障がい)
- 障がい者がくらしやすい環境や楽しい生活ができるようにして欲しい。障がい者が楽しくらせるように考えてもらいたい。(63歳、身体障がい)
- 私は27歳の時、車積物と一緒に転落し右下腿切断にいたり右足義足になりました。義足の補助金、自動車税の免除、高速道路の半額補助、市バスの無料バスなど様々な恩恵に感謝しております。現在81歳、家内も子供達も皆元気で生活できています。ありがとうございます。(81歳、身体障がい)
- 車いすでも身体が不自由でも気軽に出かけられる事ができる場所が欲しいです。(86歳、身体障がい)
- 市内路線バスの無料乗車証を利用しています。今後もこの制度を続けて頂けると幸いです。(52歳、身体障がい)
- 困っている人を孤立させることのない福祉のまちづくりを望み、協力していきたいと思えます。(68歳、身体障がい)
- 障がい者は必ずしも集団でいるわけではないので目に見えない障がい者もいる事を一般市民に浸透していつ見える障がい者と同じ扱いをする様に政策してもらいたい。(57歳、身体障がい)
- 道路の整備や、働きやすさ、社会的理解を増やして欲しい。(36歳、身体障がい)
- 障がい者雇用を増やして欲しい。パラアスリートがもっと活躍できるように環境を整備してほしい。(21歳、身体障がい)
- 働くにあたって職場の理解が頂けると良いと思います。就労支援の仕事もありますがそこで働く時給が低いので自立が難しいです。仕事に慣れて色々出来る様になったら時給UPシステムがあると頑張れます。小、中には支援学級があるのに高校にはないので苦小牧市の高校にもあると良いです。(95歳、身体障がい)
- 内部障がいがある為公共交通機関の利用時に優先席に座することに抵抗感があります。マタニティマークのような、ストラップなど目で見えてわかり理解してもらえるような物があると嬉しいです。(41歳、身体障がい)
- 障がい者が条件よく働ける政策・障がいに応じた企業側の援助(例:通勤通学時のサポートの充実等)、障がいに応じた教育の充実・障がい者同士のネットワークの構築、生活安定のための援助(例:住宅の確保、年金制度の充実等)(64歳、身体障がい)
- 障がい者の1人として市の福祉行政に関わる皆様方に対し感謝申し上げます。日常生活について更なる自助努力を旨とし今後の共助である市の障がい者計画のより良い総合施策が出来ることをご期待申し上げます。(81歳、身体障がい)
- 私の母親が内部障がい(心臓ペースメーカー)です。買物等で私の運転する車で駐車場を利用します。母は今のところ自分で歩けますが、優先駐車場に駐車すると「車いすじゃないのに・・・」みたいに思われるようです。なので、身障者手帳をフロントガラスに置いてます。内部障がいの方への理解をもう少し持っていただけると助かります。母にはヘルプマークもかばんに付けさせています。(70歳、身体障がい)
- この度、自分が障がい者になってみて障がい者に対しての偏見を無くしてほしいです。仕事場が少ないと思います。(63歳、身体障がい)
- 子供がいなくて夫婦2人での生活なので、今後、介助している配偶者が突然、病気をしたり、ケガをして入院したり、介助できない身体に、もし、なった場合、障がいのある夫が病院や施設で安心して生活できるようになって欲しいと思っています。介助している配偶者が死んだりした場合も1人残った障がいのある夫の生活が病院や施設で受け入れてくれれば・・・と願っています。視覚障がい者が1人になってしまった時に受け入れてくれる施設(直ぐに)を、心から希望しております。宜しくお願い致します。(66歳、身体障がい)
- 交通 バスを利用したくても乗り降りの時段差が大きくて利用出来ない。(76歳、身体障がい)
- 施設をつくる時には、利用者だけではなくそこで働く人にとってもバリアがないようにしてほしい。例として、スタッフルームも全て引戸(袋になっている)、裏口もバリアフリーにするなど。施策や計画の策定に当たって、今回のように当事者の声をひろうことも大事ですが、さらに進めて策定側に当事者を組みこんでいただけたらと思います。(50歳、身体障がい)
- インクルーシブ教育の推進、福祉サービスの充実、ワンストップサービスの充実。(22歳、知的障がい)

- 雇用につながる職業訓練を充実させてほしいです。社会に復帰できる環境が少ないと感じています。(38歳、身体障がい)
- 障がい者、子ども、高齢者などだれもが困った時に相談でき互いにサポートし合えるような社会になったらいいですね。どこに誰に話しているのかわからないのが本音です。手続き等もいろいろ大変です。やはり人手が必要だと思います。(55歳、身体障がい)
- 高齢者及び障がい者が毎日いきいきと生活できる為には何でも相談出来る窓口を設けてほしいです。(73歳、身体障がい)
- 障害者手帳を提示するときの配慮が足りない。障害者手帳や療育手帳を見せるのが恥ずかしい障がい者がいることを理解してほしい。(18歳、知的障がい)
- 苦小牧は、施設・グループホームなどが少なく感じます。養護学校卒業後、本人が希望する施設ではなく、とりあえず入れる施設を選んで入っているのが現状です。グループホームも問題行動があると断られ、そのうち親も年をとってきて、将来どうなるのかもものすごく不安です。(22歳、知的障がい)
- 障がいがある中で見た目・言動等で差別する人が多いから職に就いても楽しくないしやりがいもないからもっと理解を深めてもらえるような体験や障がいをもっている人の話を聞くなどのイベント(?)をやったらいいいと思います。障がいをもっているもなりたくてなっていないし、それが無かったらみんな同じなんだし、もっと力を入れてもいいと思います。(24歳、知的障がい)
- 親なき後のことが心配です。本人はまだグループホームなど眼中にありませんがどうすべきかわからないが正直なところです。(44歳、知的障がい)
- グループホームを増やして欲しいです。(25歳、知的障がい)
- 障がい者の人や障がいの無い人との同じくらいの接し方をしてほしい。後、たまに見かけるけれども一般の人などは障がいのある人が困っている時に見て見ぬふりをしてほしくはない。困っている人がいたら障がい者でも関係無く手助けをしてほしい。(44歳、知的障がい)
- 私はステイでよく一人でぶつぶつと独り言ばかり言っていたが、今は福祉施設で2年と4か月働くようになって、働くことを覚え、気力が充実するようになった。これからは僕のようにたくさん、自分から率直に何でも言えるような人を増やしてほしい。(50歳、精神障がい)
- 障がい者が住みやすい街を作してほしい。(48歳、精神障がい)
- 就労支援B型で作業していますが工賃が安く障がい年金と合わせても自立した生活は難しいです。工賃をもう少し多く支給してもらえるようにしてほしいです。(50歳、精神障がい)
- 苦小牧市内に、就労支援のA型事業所や一般でも障がい者を受け入れてくれる会社が増えると暮らしやすくなるかなと思います。もう少しでいいから、選択肢が増えると、障がいを持っている子の親や親戚の苦労が減るのかなと思います。障がいを持っている本人はもちろん家族の方へサポートがもう少し増える事を願います。(20歳、身体・知的障がい)
- 苦小牧の道路は住宅街に入ると、歩道が狭く、ともすると歩道の中央に電柱が立っていたりして、車いすでの移動が大変です。歩行で移動するにしても不便はわかりません。車いすでも不便ですから、ベビーカーの若いお母さんお父さんも大変だと思います。高齢者も子育ての中の若い両親にも暮しやすい町にしてください。(92歳、身体・精神障がい)
- 毎日の生活の中で目に見えてバリアフリーを感じることはありません。申し訳ありません。きっと福祉に関わってくださっている方々にしてみれば、少しずつ進んでいるのでしょうね。ただ広くスペースの取れているスーパーに行くと車いすの方々が来やすいなと感じています。これからも宜しくお願い致します。(22歳、身体・精神障がい)
- 障がい者への理解度の向上、障がい者が生きやすいような施設や相談体制、差別や偏見をなくす、障がいの有無に関わらず生活できる環境づくり。(14歳、知的障がい児)
- 苦小牧市内に養護学校か支援学校(高等部)がない為作ってほしいです。現在平取に通っていますが、不安が強く、バスの利用も寄宿舎も利用できず、車で送迎しています。交通費も出ないので今、一年生ですが、不安です。(交通費や特に冬道等)。千歳の高等支援学校に面談に行った時「入学まで一人で通学できるように練習させてください」「何回くらいでできるようになりますか?」と言われ、一人での通学は難しいので、そのような言動はとてもショックです。(一人で通学できるのであれば、させたいです)。(15歳、知的障がい児)
- 子の療育指導充実希望。(54歳、一般)

- 誰もが障がいを持つ可能性がある為介助する立場の人が、かかわりたいと思える様、経済的・精神的にサポート出来る機関が必要だと思います。(73歳、身体・精神障がい)
- 就労に向け、一般の企業の体制や受け入れ対策がない(実際に感じたこと)どのように対応したら良いのかわからないと言われた。自力で探さないと本人のやりたい仕事の見学や体験が出来なかったり、どの様にしたらやってみたい仕事場に行けるのか等、誰も教えてくれないのが現状です。交通機関も免許が取れない人にとっては、少なすぎ、わかりづらい急な変更や、いつから変更等わからない人もいます。見える化や耳で聞き取りやすい内容を希望したいです。福祉のまちと言われていますが、その様に感じない事が多いと思います。(周りは感心あるのでしょうか?) (17歳、知的障がい児)
- 今はコロナで出かけるのが難しいところがありますが、買い物、公園で遊ぶなどみんながあたり前にやっている事をさせてあげたい。知的障がいを持つ人にも住みやすい環境をつくってほしい。もっと障がいを持っている本人、家族の事を周りの地域の人が理解できるようになれば、いろんな事にも挑戦できるのかなと思います。(6歳、知的障がい児)
- 他の地域よりはましですが交通(バス、電車等)の便が悪いです。もっと充実した交通網にしてほしいです。将来高齢、障がいで車に乗る事ができなくなった場合とても不便になりそうです。(49歳、その他)
- 障がい者とこれから増加し続ける高齢者に対する物理的・心理的なバリアフリーを国と道・市が連携して実現していただきたく努力してほしい。(64歳、一般)
- 障がい者の方への偏見はまだあると思います。お店に行った時レジでなかなかお金を出せず時間がかかっていると後ろのお客さんがイライラしたりでそういう場面見る事がたくさんあります。私もお店で接客する身として、そういった場面を見ると悲しくなります。少しでも手助け出来たり、障がい者の方のサポートが、もっともっと増えればと思います。少しでも手を差し伸べられる思いやりあふれた人が少しでも増えてくれたら…いいなあ～と思います。(33歳、一般)
- 障がい者や老人が気軽に利用できる施設を医療・介護施設などと併せて総合的に。(81歳、一般)
- 障がいを持った人達の就職先などをもっと増やすなどした方がいい。学校の特支学級の生徒の割合が増えていることを考えて、対策をしていった方がよいと考える。(39歳、一般)
- 施策について具体的な記述がないため、また、自分もこの分野についての知識を持たず、どのように回答したら良いかわからない部分が多く申し訳ない。ただ、高齢者、障がい者について普段生活しているとかわりがなく、どの程度困っているか、生きがいはあるのか等見えない部分が多い。もっと異年齢でかかわる機会を増やし、相互理解を深める事から始めなければならないと感じた。(36歳、一般)
- 私のまわりにも障がいのある方へ心ない言葉を使う人はいます。そういう言葉を耳にすると悲しくなります。小さな頃からの環境も大きく関係して冷たいことを言うてしまうことも多いと思うので、障がいのある方との交流があったり、知識をつける機会がとても重要かと思えます。小さな子どもたちにそういった場を多く作ってあげると未来のまちも良くなると思っています。(大人も必要かと思いますが…) (32歳、一般)
- 子供達が安心した学校生活を送れるように協力し合い、様々なサポートをして下さっている関係者の方々に感謝しています。暮らしつづける街づくりに関して、親子が共に楽しめる施設づくり、老朽化している学校の建てなおし等、迅速に行って下さることを希望します。特に施設に関しては、物足りなさを感じます。(39歳、一般)
- 障がい者の目線にたって施策がおこなわれているのか疑問に思う事もあります。健常者目線なのではと思うことも。(63歳、一般)
- 障がい者駐車場(専用)に健常者の方が駐車してるのをやめてほしいです。車イスだと高い所の物は見えないので工夫してほしいです。押しとびらは大変で手助けしてくれる方もいますが自動ドアやひき戸の方が助かります。(54歳、一般)
- 何を要望したらいいかわかりませんが健常者がいろんな障がいをもつ人に普通に接してあげられるような取り組みがあればいいと思います具体的でなくてすいませんが何かお手伝いができる事は自分のできる範囲でやりたいと思う。(58歳、一般)
- 目に見える障がいには対応し易いが、目で見えない障がいを抱えている人もたくさんいると思う。それはプライベートなことであり、人に知られたくない人もいる。今、コロナ禍において、プライベートなことに土足で踏み込んでくる人がたくさんいて不快である。そういった思いやりを本当の意味で考える時ではないでしょうか。(36歳、一般)
- 放課後デイサービス施設がもっと増えると良い。(48歳、一般)

- 市で開催している手話講座に参加したいと思いますが、子供を預けないといけない時間なので参加がむずかしいです。オンライン配信でいつでも見れる様になると良いと思います。(41歳、一般)
- 以前に障がいのある子が中学を卒業すると市内以外の施設へ行かないといけないと聞いた事があります。市内にもその様な受け入れ先があると家族も遠くへ送り出さずにすむと思います。また、精神的な苦労も軽減するのかなと感じています。(53歳、一般)
- 障がいのある方の就労や収入がもう少し充実したり、幅が広がってほしい。(※限定的になりやすいところが心配。)高齢の方の移動手段がもう少し充実してほしい。(※車がなくても自由に買物をしたり、通院しやすいようになってほしい。今のままでなかなか車が手放せない。)受けられるサービスがもう少し広く情報を入手したり、分かりやすいものになってほしい。手続きも分かりづらい。障がいのある方の就労や収入がもう少し充実したり、幅が広がってほしい。(41歳、一般)
- 障がいのある本人、家族のサポート体制などを現在実施されている内容を広く市民に公開し、関心を持ってもらいたい。又、学業やその後の就労支援で親も子供も安心して生活ができるような仕組みを作っていただきたいと思います。(60歳、一般)
- 苫小牧市に住み始めてから4年しか経っていないので、現状の施策を把握できておりません。高齢者の方が定年後でも働くことができたり、障がい者の方が不自由なく生活できる環境づくりをお願い致します。(27歳、一般)
- 現在は高齢者の2人住いですが、いつまで自立した生活ができるのかといった不安は常にあります。その時のためにも老人ホーム、障がいのある人のための施設など福祉施設の充実を望みます。(77歳、一般)
- 障がいのある人とない人が共に生き、共に助け合ってくらしていけるまちづくりを、どんな人にも平等に生活する情報チャンスがある街を目指してほしい。(62歳、一般)
- 聴覚障がい者向けに、窓口にホワイトボードを常備しておいて、常に筆談可能にしておくのはいかがでしょうか？(以前、祖母の耳の聴こえが悪くなり、グループホームに入所した際、ホワイトボードを持参していました。聴こえないからただにこにこしていた祖母も、文字を見せると自分でお話してくれたり、コミュニケーションに役立ちました)聴覚障がい者に限らず、喉の不調の方等にも役立つと思います。(49歳、一般)
- 苫小牧市へ 交通の便で、バスがとても不便である。本数が少ない、停留所間が遠い 車のない人、高齢者、障がい者、車いすの人のための公共バスだと思っているが、多々不便では利用しづらいのではないかと？苫小牧は長いので、バスが不便となれば、何歳になっても車が手離せないで困る。(37歳、一般)
- 行政用語はむずかしいので、だれにでもわかりやすい言葉で説明してほしい。案内文などイラストをつかって「見てわかる説明」視覚でわかるようにしてほしい。当事者・団体と連携いをとり施策に取り入れて下さい。(58歳、一般)
- 相談できる場所をもっとこまかに分け身近に出来ればよいと思う。(47歳、一般)
- 小・中・高 教育の場からボランティア活動をもう少し増してもいいのかと、町によっては、交通手段が不便だと感じます。冬の誘導ブロックが気になります。(48歳、一般)
- 障がい者が困る具体的な事例を一般の方向けに発進してほしい。(38歳、一般)
- 障がいをもつ父を介助する者としては(本人がサービスを使用できる程の等級ではないため)同居をしていなくても、何かと自家用車で走り回る日々です。交通費など金銭面も正直大変ですが、子育てしながらの介助で、子をあずけることができなくて困ったことが何度もありました。介護や介助する側のサービスがなにか1つでも増えるといいなと思っています。(34歳、一般)
- これから高齢化が加速度的に増加し、それに伴う、市、行政の負担、役割も大きくなっていくでしょう。自分でできる手助けなどを介して社会に貢献できればと思います。情けは人の為ならず。(58歳、一般)
- コロナ禍でも各世代が共に楽しめるイベント(祭・花火・文化展示・食)を逐次企画開催して欲しい。障がい者の方々为主体となったイベントも参加してみたい。(42歳、一般)
- 高等支援学校を設立してほしい。(48歳、一般)
- 先日、当別町太美にある「ぺこぺこのはたけ」というレストランに行きました。共生型コミュニティ農園で全てにおいて感動しました。苫小牧にもこの様な施設が出来れば良いと思いました。是非、見学を兼ねて食事をして下さい。(53歳、一般)



# 苦小牧市福祉のまちづくり条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第5条）

### 第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策（第6条—第14条）

### 第3章 公共的施設等に係る措置

#### 第1節 公共的施設に係る措置（第15条—第26条）

#### 第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置（第27条・第28条）

### 第4章 苦小牧市福祉のまちづくり推進会議（第29条）

### 第5章 雑則（第30条）

### 附則

すべての人々が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現は、私たち市民の共通した願いである。このような社会を実現するためには、高齢者、障害者等の社会参加を困難にしている建物等の構造上の障壁、偏見等の意識上の障壁その他日常生活又は社会生活における様々な障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加することができる環境を創り上げる必要がある。私たちは、高齢者、障害者等の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりが、同時にすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりになるとの認識の下、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦その他の方で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

（2）公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

（3）公共的車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。

（4）公共的施設等 公共的施設、公共的車両等及び住宅をいう。

### （市の責務）

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、福祉のまちづくりに関し、市民及び事業者の意見を反映するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、自ら所有し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようその整備に努めるものとする。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら所有し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようその整備に努めるとともに、市が実

施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、その使用する従業員等が福祉のまちづくりに関する活動に積極的に参加できるよう必要な配慮に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策

(施策の基本方針)

第6条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) すべての市民がその果たすべき役割を認識しつつ、自主的かつ積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 市、事業者及び市民が相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこと。

(推進計画)

第7条 市長は、前条の基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する長期的な施策の目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の推進を図るために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、当該推進計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(学習の推進)

第8条 市は、福祉のまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、福祉のまちづくりに関する学習を推進するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動の促進に資するため、福祉のまちづくりに関する情報を適切に提供するものとする。

(技術的な助言等)

第10条 市は、福祉のまちづくりに関する取組を支援するため、技術的な助言、助成その他の必要かつ適正な措置を講じるよう努めるものとする。

(防災上の配慮)

第11条 市は、高齢者、障害者等に関し、災害時における安全性を確保するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査、研究等)

第12条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、調査、研究その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(国及び北海道等との連携等)

第14条 市長は、福祉のまちづくりのために広域的な取組を必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体(この条において「国及び北海道等」という。)と連携して、その推進に努めるとともに、必要に応じて国及び北海道等に対し、制度の改善その他の必要な措置を講じるよう要請するものとする。

### 第3章 公共的施設等に係る措置

#### 第1節 公共的施設に係る措置

##### (基礎的基準)

第15条 市長は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分（以下「出入口等の部分」という。）の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を定めなければならない。

2 前項の基礎的基準は、規則で定める。

##### (基礎的基準の遵守)

第16条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない。

##### (公共的施設の新築等の届出)

第17条 公共的施設（規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第20条まで及び第22条において同じ。）の新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）若しくは新築又は基礎的基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を市長に届け出なければならない。

##### (指導及び助言)

第18条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が基礎的基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

##### (指示)

第19条 市長は、第17条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設のうち規則で定めるものの新築等の内容が基礎的基準に著しく適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、第17条の規定による届出をした者が当該届出の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

3 市長は、公共的施設の新築等をしようとする者が第17条の規定による届出をせずに工事に着手したと認めるときは、その者に対し、当該届出をすべきことを指示することができる。

##### (報告及び立入調査)

第20条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、第17条の規定による届出をした者又は同条の規定による届出をせずに工事に着手した者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、基礎的基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### (公表)

第21条 市長は、第19条第2項若しくは第3項の規定による指示に従わない者又は前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者があるときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に弁明の機会を与えなければならない。

##### (既存の公共的施設の適合状況の報告等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者に対し、基礎的基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

(誘導的基準)

第23条 市長は、第15条に定めるもののほか、公共的施設の出入口等の部分の構造及び設備に関し、誘導的基準を定めなければならない。

2 前項の誘導的基準は、規則で定める。

(適合証の交付)

第24条 市長は、公共的施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、基礎的基準又は誘導的基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

(機能の維持等)

第25条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、基礎的基準又は誘導的基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第26条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、第17条から第21条まで及び第22条第2項の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の基礎的基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、第22条第1項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置

(公共的車両等に係る措置)

第27条 公共的車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅に係る措置)

第28条 住宅を供給する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる住宅の供給に努めなければならない。

第4章 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議

(福祉のまちづくり推進会議)

第29条 市長の附属機関として、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定及び変更並びに福祉のまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、福祉のまちづくりに関し、市長に意見を述べるができる。

3 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、福祉のまちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日等)

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例(平成9年北海道条例第65号)第19条の規定による届出をした公共的施設については、第17条の規定は、適用しない。





第3期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画  
第4期苫小牧市障がい者計画  
(令和5年2月)

発行：苫小牧市福祉部 障がい福祉課  
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号  
Tel：0144 (32) 6356  
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>



この計画書は スノードロップ・クローバー  
障がい者就労支援事業所「就労支援センターSnowdrop・Clover」で印刷しました